毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　条　例	所管課（室）名
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	人事課
○長崎県手数料条例の一部を改正する条例	財政課
○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	スマート県庁推進課
○長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	消防保安室
○長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市町村課
○長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例	自然環境課
○長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課
○長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例	医療人材対策室
○長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	長寿社会課
○長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例	〃
○長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	障害福祉課 こども家庭課
○長崎県手話言語条例	障害福祉課
○長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例	こども家庭課
○長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	産業政策課
○長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例	〃
○長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	漁港漁場課
○長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	道路維持課
○長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	建築課
○長崎県証紙条例の廃止及び長崎県税条例の一部を改正する条例	会計課 税務課
○長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	交通局
○長崎県公立学校情報機器整備基金条例	教育環境整備課
○市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	義務教育課
○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	警察本部警務課
○長崎県監査委員条例の一部を改正する条例	監査事務局

条　　例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第２号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（給与の種類） 第３条　この条例により職員に支給される給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（第12条の６の規定による手当を含む。次条において同じ。）、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。	（給与の種類） 第３条　この条例により職員に支給される給与は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（第12条の６の規定による手当を含む。次条において同じ。）、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当とする。
（給料） 第４条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。	（給料） 第４条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。
（通勤手当） 第12条の４　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第12条の８第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　略 ⑶　略 ３～７　略	（通勤手当） 第12条の４　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　略 ⑶　略 ３～７　略
（在宅勤務等手当） 第12条の８　住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。 ２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。 ３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	

（市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第２条　市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）の一部を次のように

改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（給料） 第３条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、へき地手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。 （通勤手当） 第10条の４　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条の８第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　略 ⑶　略 ３～７　略 （在宅勤務等手当） 第10条の８　住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。 ２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。 ３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	（給料） 第３条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、へき地手当、単身赴任手当、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。 （通勤手当） 第10条の４　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア～ケ　略 ⑶　略 ３～７　略

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。 （在宅勤務等手当） 第４条の７　在宅勤務等手当は、住居その他において、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた現業職員に	（給与の種類） 第２条　現業職員の給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当とする。

対して支給する。	

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第４条　知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年長崎県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２の７第１項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 ⑴　地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第１項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等　県から法第243条の２の７第１項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の２第１項若しくは第４項又は第204条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ　略 ⑵　地方警務官　国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は在宅勤務等手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第１項第２号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア及びイ　略	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の２第１項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の２の２第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の一部免責） 第２条　知事等は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対し賠償の責任を負う額から次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について賠償責任を免れるものとする。 ⑴　地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第１項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等　県から法第243条の２第１項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の２第１項若しくは第４項又は第204条第１項若しくは第２項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第１項第１号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア～エ　略 ⑵　地方警務官　国から知事等の損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令第173条第１項第２号の総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額 ア及びイ　略

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第５条　職員の育児休業等に関する条例（平成４年長崎県条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　略 ２　職員給与条例第21条第１項、市町村立学校職員給与条例	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　略 ２　職員給与条例第21条第１項、市町村立学校職員給与条例

第17条第１項又は現業職員給与条例第10条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	第17条第１項又は現業職員給与条例第10条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

２　この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

長崎県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第３号

長崎県手数料条例の一部を改正する条例

長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第１（第２条関係）

福祉保健部

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～40　略					

改正前

別表第１（第２条関係）

福祉保健部

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～40　略					
41	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。42の項及び43の項において同じ。）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第107条第１項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定申請手数料		１件	36,000円
42	健康保険法	指定介		１件	17,000円

		等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第107条の２第１項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新申請に対する審査	護療養型医療施設指定更新申請手数料			
	43	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の介護保険法第108条第１項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料		１件	14,000円
41～55　略	44～58　略					

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第４号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴～⑷　略
⑸　特定個人番号利用事務　法第19条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
⑹　利用特定個人情報　法第19条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。</td><td>（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴～⑷　略</td></tr>
<tr><td>（個人番号の利用範囲）
第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。
２　略
３　知事又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
４　略</td><td>（個人番号の利用範囲）
第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。
２　略
３　知事又は教育委員会は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
４　略</td></tr>
<tr><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">１～３　略</td></tr><tr><td colspan="2">４～６　略</td></tr></table></td><td>別表第１（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">１～３　略</td></tr><tr><td>４　知事</td><td>療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）による療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2">５～７　略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td rowspan="2">１　知事</td><td rowspan="2">長崎県税条例による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>略</td></tr><tr><td>療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">２　略</td></tr><tr><td rowspan="2">３　知事</td><td rowspan="2">生活保護法の規定に準じて外国人</td><td>略</td></tr><tr><td>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の</td></tr></table></td><td>別表第２（第４条関係）
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td rowspan="2">１　知事</td><td rowspan="2">長崎県税条例による自動車税環境性能割又は自動車税種別割の減免に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>略</td></tr><tr><td>療育手帳交付要綱による療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">２　略</td></tr><tr><td rowspan="2">３　知事</td><td rowspan="2">生活保護法の規定に準じて外国人</td><td>略</td></tr><tr><td>法別表第２の26の項の第４欄に掲げる特定個人情報であって規則で</td></tr></table></td></tr>
</table>

		に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	支給に関する情報であって規則で定めるもの			に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
			児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの				
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの				
			児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの				
			労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの				
			中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦				

		人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの			
4　知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	4　知事	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの			児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの			特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5　知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略	5　知事	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
6及び7　略			6及び7　略		
8　知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	8　知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準ずる事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		略			略
9～13　略			9～13　略		

附　則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法

律（令和５年法律第48号）附則第１条本文の規定による施行の日から施行する。

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第５号

長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

長崎県危険物等に係る事務手数料条例（平成12年長崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第１（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～３　略					
4	法第13条の３第３項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1)　甲種危険物取扱者試験	１件	7,200円
			(2)　乙種危険物取扱者試験	１件	5,300円
			(3)　丙種危険物取扱者試験	１件	4,200円
5	法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	危険物取扱者保安講習手数料		１件	5,300円
６～８　略					
9	法第17条の８第３項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1)　甲種消防設備士試験	１件	6,600円
			(2)　乙種消防設備士試験	１件	4,400円
10　略					

別表第３（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	高圧ガス保安法（以下この表において「法」という。）第５条第１項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可又は	高圧ガス製造許可又は承認申請手数料	(1)　法第５条第１項第１号に該当する者（(2)及び(3)に掲げる者を除く。）が申請する場合		

改正前

別表第１（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～３　略					
4	法第13条の３第３項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1)　甲種危険物取扱者試験	１件	6,600円
			(2)　乙種危険物取扱者試験	１件	4,600円
			(3)　丙種危険物取扱者試験	１件	3,700円
5	法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	危険物取扱者保安講習手数料		１件	4,700円
６～８　略					
9	法第17条の８第３項の規定に基づく消防設備士試験の実施	消防設備士試験手数料	(1)　甲種消防設備士試験	１件	5,700円
			(2)　乙種消防設備士試験	１件	3,800円
10　略					

別表第３（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	高圧ガス保安法（以下この表において「法」という。）第５条第１項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可又は	高圧ガス製造許可又は承認申請手数料	(1)　法第５条第１項第１号に該当する者(2)に掲げる者を除く。）が申請する場合		

		承認の申請に対する審査		ア　処理容積（圧縮、液化その他の方法で１日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備	１件	560,000円			承認の申請に対する審査		ア　処理容積（圧縮、液化その他の方法で１日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が1,000万立方メートル以上の設備	１件	560,000円
				イ　処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	同	340,000円					イ　処理容積が100万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	同	340,000円
				ウ　処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	同	220,000円					ウ　処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	同	220,000円
				エ　処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	同	140,000円					エ　処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	同	140,000円
				オ　処理容積が２　万	同	110,000円					オ　処理容積が２　万	同	110,000円

				5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備								5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備		
				カ　処理容積が5,000立方メートル以上２万5,000立方メートル未満の設備	同	86,000円						カ　処理容積が5,000立方メートル以上２万5,000立方メートル未満の設備	同	86,000円
				キ　処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	同	68,000円						キ　処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	同	68,000円
				ク　処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	同	54,000円						ク　処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	同	54,000円
				ケ　処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	同	31,000円						ケ　処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	同	31,000円
				⑵　法第５条第１項第１号に								⑵　法第５条第１項第１号に		

				該当する者（(3)に掲げる者を除く。）であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするものが申請する場合						該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするものが申請する場合		
				ア　処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	１件	91,000円				ア　処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	１件	91,000円
				イ　処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	同	75,000円				イ　処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	同	75,000円
				ウ　処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	同	60,000円				ウ　処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	同	60,000円
				エ　処理	同	44,000円				エ　処理	同	44,000円

				容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備						容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備		
				オ　処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	同	27,000円				オ　処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	同	27,000円
				カ　処理容積が２　万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	同	21,000円				カ　処理容積が２　万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	同	21,000円
				キ　処理容積が5,000立方メートル以　上２　万5,000立方メートル未満の設備	同	16,000円				キ　処理容積が5,000立方メートル以　上２　万5,000立方メートル未満の設備	同	16,000円
				ク　処理容積が1,000立方メートル以　上5,000立方メートル未満の設備	同	13,000円				ク　処理容積が1,000立方メートル以　上5,000立方メートル未満の設備	同	13,000円
				ケ　処理容積が	同	11,000円				ケ　処理容積が	同	11,000円

			200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 コ　処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	同	7,400円
			(3)　法第５条第１項第１号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもののうち当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の４第１項の許可を受けたものが申請する移動式製造設備	１件	6,000円
			(4)　略		
２～20　略					

別表第５（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額

			200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 コ　処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	同	7,400円
			(3)　略		
２～20　略					

別表第５（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額

１～９　略					
10	法第37条の３第１項の規定に基づく法第36条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料		１件	３万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第１項若しくは第３項又は同法第39条の22第１項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
11～20　略					

１～９　略					
10	法第37条の３第１項の規定に基づく法第36条第１項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	貯蔵施設等設置完成検査手数料		１件	３万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第１項又は第３項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第８条第１号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
11～20　略					

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和６年５月１日から施行する。

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第６号

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第１条　長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（審査会） 第２条　法第30条の40第１項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により置く法第30条の６第１項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第１項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長崎県条例第35号）第７条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。 ２　審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、前項に規定する本人確認情報等の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。 ３　略 （本人確認情報等の利用） 第３条　法第30条の15第１項第２号及び法第30条の44の６第１項第２号の条例で定める事務は、別表第１のとおりとする。 （本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び事務） 第４条　法第30条の15第２項及び法第30条の44の６第２項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第２のとおりとする。 （知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法） 第５条　知事が行う法第30条の15第２項の規定による都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）及び法第30条の44の６第２項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードを除く。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。 別表第１（第３条関係） １～６　略 ７　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第22条又は第23条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ８～20　略	（審査会） 第２条　法第30条の40第１項の規定により置く法第30条の６第１項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長崎県条例第35号）第７条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。 ２　審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、前項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することができる。 ３　略 （本人確認情報の利用） 第３条　法第30条の15第１項第２号の条例で定める事務は、別表第１のとおりとする。 （本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務） 第４条　法第30条の15第２項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第２のとおりとする。 （知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法） 第５条　知事が行う法第30条の15第２項の規定による知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。 別表第１（第３条関係） １～６　略 ７　肥料取締法（昭和25年法律第127号）第22条又は第23条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ８～20　略

第２条　長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（審査会）	（審査会）

第２条　法第30条の40第１項（法第30条の44の13において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により置く法第30条の６第１項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第１項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長崎県条例第35号）第７条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。	第２条　法第30条の40第１項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により置く法第30条の６第１項の規定による通知に係る本人確認情報及び法第30条の41第１項の規定による通知に係る附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の保護に関する審議会は、長崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年長崎県条例第35号）第７条に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。
２及び３　略	２及び３　略
別表第１（第３条関係）	別表第１（第３条関係）
１～13　略	１～13　略
14　長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第１の２の項事務の欄、３の項事務の欄及び４の項事務の欄に掲げるもの	14　長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長崎県条例第59号）別表第１の２の項事務の欄、３の項事務の欄、４の項事務の欄及び５の項事務の欄に掲げるもの
15～20　略	15～20　略
別表第２（第４条関係）	別表第２（第４条関係）
知事以外の執行機関／事務	知事以外の執行機関／事務
略	略
教育委員会／長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１の５の項事務の欄及び６の項事務の欄に掲げるもの	教育委員会／長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第１の６の項事務の欄及び７の項事務の欄に掲げるもの
略	略

附　則

この条例中、第１条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第１条第10号に規定する施行の日から、第２条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）附則第１条本文に規定する施行の日から施行する。ただし、第１条中別表第１の改正規定は、この条例の公布の日から施行する。

長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第７号

長崎県立自然公園条例の一部を改正する条例

長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　公園事業　公園計画に基づいて執行する事業であっ	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　公園事業　公園計画に基いて執行する事業であって、

て、自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

（県等の責務）

第３条　県、事業者及び自然公園の利用者は、長崎県環境基本条例（平成９年長崎県条例第47号）第３条に定める自然環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

２　県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることに鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第４条　この条例の適用に当たっては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

（公園計画及び公園事業の決定）

第７条　公園計画及び公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。ただし、公園事業の決定において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

２　公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

３及び４　略

（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）

第８条　略

２　前条第３項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

３　前条第１項ただし書及び第４項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

（承継）

第11条　公園事業者（第９条第３項の認可を受けた者に限る。）が国及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

２　略

３及び４　略

５　第３項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（報告の徴収及び立入検査）

第17条　知事は、第９条第３項の認可を受けた者に対し、公園事業の適正な執行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２及び３　略

（特別地域）

第18条　略

２～７　略

自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

（県等の責務）

第３条　県、事業者及び自然公園の利用者は、長崎県環境基本条例（平成９年長崎県条例第47号）第３条に定める自然環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

２　県は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第４条　この条例の適用に当っては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

（公園計画及び公園事業の決定）

第７条　公園計画及び公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

２及び３　略

（公園計画及び公園事業の廃止及び変更）

第８条　略

２　前条第２項及び第３項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

（承継）

第11条

略

２及び３　略

４　第２項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

第17条　知事は第９条第３項の認可を受けた者に対し、公園事業の適正な執行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２及び３　略

（特別地域）

第18条　略

２～７　略

８　次に掲げる行為については、第３項及び前３項の規定は、適用しない。	８　次の各号に掲げる行為については、第３項及び前３項の規定は、適用しない。
⑴　略	⑴　略
⑵　第25条第１項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第１号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第２号又は第３号に掲げる事項に従って行うもの	⑵　第25条第１項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第１号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第２号又は第３号に掲げる事項に従って行うもの。
⑶　略	⑶　略
（普通地域）	（普通地域）
第20条　自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。	第20条　自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。
⑴　その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。	⑴　その規模が知事が定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
⑵～⑹　略	⑵～⑹　略
２～７　略	２～７　略
（報告の徴収及び立入検査）	（報告の徴収及び立入検査）
第22条　略	第22条　略
２及び３　略	２及び３　略
４　第１項及び第２項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	
（集団施設地区）	（集団施設地区）
第23条　知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。	第23条　知事は、自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基いて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。
２　略	２　略
（利用のための規制）	（利用のための規制）
第24条　自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。	第24条　自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。
⑴及び⑵　略	⑴及び⑵　略
⑶　野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。	
２　県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第２号又は第３号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。	２　県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第２号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
３　略	３　略
（風景地保護協定の締結等）	（風景地保護協定の締結等）
第25条　知事若しくは市町又は第31条第１項の規定により指定された公園管理団体で第32条第１項第１号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土	第25条　知事若しくは市町又は第31条第１項の規定により指定された公園管理団体で第32条第１号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域（海域を除く。）内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地の所有者等」と総称する。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「風景地保護協定」という。）を締結して、当該土

地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。 ⑴～⑸　略 ２～５　略	地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。 ⑴～⑸　略 ２～５　略
（指定） 第31条　知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第１項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。 ２～４　略	（指定） 第31条　知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。 ２～４　略
（業務） 第32条　公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴及び⑵　略 ⑶　前２号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 ２　公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 ⑴　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑵　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。 ⑶　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。 ⑷　前３号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	（業務） 第32条　公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。 ⑴及び⑵　略 ⑶　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑷　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。 ⑸　自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。 ⑹　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
（連携） 第33条　公園管理団体は、知事との密接な連携の下に前条第１項第１号に掲げる業務を行わなければならない。	（連携） 第33条　公園管理団体は、知事との密接な連携の下に前条第１号に掲げる業務を行わなければならない。
（利用の増進のための情報の提供等） 第37条の２　県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外において、自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。	
第39条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 ⑴　第14条第１項又は第21条第１項の規定による命令に違反したとき。 ⑵　第18条第３項の規定に違反したとき。	第39条　第14条第１項又は第21条第１項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第40条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ⑴　第９条第３項の認可を受けた者が、同条第６項の規定に違反して、同条第４項各号に掲げる事項を変更したとき。 ⑵　第９条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。 ⑶　第19条の規定により許可に付された条件に違反したとき。	第40条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 ⑴　第９条第６項の規定に違反して、同条第４項各号に掲げる事項を変更した者（第９条第３項の認可を受けた者に限る。） ⑵　第９条第10項の規定により認可に付された条件に違反した者 ⑶　第18条第３項の規定に違反した者 ⑷　第19条の規定により許可に付された条件に違反した者

第41条　第10条、第20条第２項又は第34条の規定による命令に違反したときは、当該違反をした者は、50万円以下の罰金に処する。	第41条　第10条、第20条第２項又は第34条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。
第42条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。	第42条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
⑴　第17条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	
⑵　第20条第１項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。	⑴　第20条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
⑶　第20条第５項の規定に違反したとき。	⑵　第20条第５項の規定に違反した者
⑷　第22条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。	⑶　第22条第１項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
⑸　第22条第２項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。	⑷　第17条第１項又は第22条第２項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者
⑹　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第１項第１号に掲げる行為をしたとき。	⑸　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第１項第１号に掲げる行為をした者
⑺　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第24条第２項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第１項第２号又は第３号に掲げる行為をしたとき。	⑹　自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第24条第２項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第１項第２号に掲げる行為をした者
⑻　第37条第５項の規定に違反して同条第１項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。	⑺　第37条第５項の規定に違反して同条第１項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者
第43条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第39条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。	第43条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前４条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
第44条　第９条第９項、第12条又は第13条第２項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第９条第３項の認可を受けた者に限る。）は、５万円以下の過料に処する。	第44条　第９条第９項、第12条、第13条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第９条第３項の認可を受けた者に限る。）は、５万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第８号

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（病院の従業者及び員数の基準）	（病院の従業者及び員数の基準）
第５条　法第21条第１項第１号の規定により条例で定める病院の従業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。	第５条　法第21条第１項第１号の規定により条例で定める病院の従業者及びその員数の基準は、次のとおりとする。
⑴～⑶　略	⑴～⑶　略

⑷　栄養士又は管理栄養士　病床数100以上の病院にあっては、１	⑷　栄養士　病床数100以上の病院にあっては、１
⑸及び⑹　略	⑸及び⑹　略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第９号

長崎県医学修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

長崎県医学修学資金等貸与条例（平成17年長崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　医学修学資金　大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来において長崎県病院企業団、知事が指定する医師の確保を図るべき医療機関又は県（以下「長崎県病院企業団等」という。）に医師として勤務する者に対し、貸与する修学のための資金をいう。 ⑵～⑸　略 （返還債務の当然免除） 第６条　知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。 ⑴　医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあってはその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その２分の１以上の期間（当該期間が１年に満たないときは１年とする。）（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあっては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「医師確保推進重点医療機関」という。）に医師として勤務したとき。 ⑵　略 ２　前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の２分の１を超えて医師確保推進重点医療機関に医師として勤務した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあっては、知事が定める期間を超えて医師確保推進重点医療機関に医師として勤務した者）が、知事が別に定める医療機関に医師として勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。 ３及び４　略	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　医学修学資金　大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を専攻する者で、将来において長崎県病院企業団、知事が指定する離島における市町立の医療機関又は県（以下「長崎県病院企業団等」という。）に医師として勤務する者に対し、貸与する修学のための資金をいう。 ⑵～⑸　略 （返還債務の当然免除） 第６条　知事は、医学修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、医学修学資金の返還（利息を含む。）を免除するものとする。 ⑴　医師の免許を取得し、知事が指定する医療機関において医師法（昭和23年法律第201号）第16条の２第１項の規定に基づく臨床研修（以下「臨床研修」という。）を修了した後、直ちに長崎県病院企業団等に医師として勤務し、引き続きその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を含む。）が医学修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあってはその医師として勤務した期間（臨床研修の期間を除く。）が、医学修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）（以下「必要勤務期間」という。）以上で、かつ、その２分の１以上の期間（当該期間が１年に満たないときは１年とする。）（当該医学の専門教育科目課程のみの者にあっては知事が定める期間）を長崎県病院企業団等のうち規則で定めるもの（以下「辺地医療機関」という。）に医師として勤務したとき。 ⑵　略 ２　前項の規定にかかわらず、必要勤務期間の２分の１を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者（医学修学資金の貸与を受けた期間が医学の専門教育科目課程のみの者にあっては、知事が定める期間を超えて辺地医療機関に医師として勤務した者）が、知事が別に定める医療機関に医師として勤務したときは、その勤務期間を必要勤務期間に算入することができる。 ３及び４　略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第10号

長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第63号。附則において「居宅サービス等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者） 第７条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第７条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（掲示） 第34条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第34条　指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（管理者） 第44条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第44条　基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（管理者） 第50条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第50条　指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（管理者） 第61条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に	（管理者） 第61条　基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所

従事することができるものとする。

（管理者）

第101条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第133条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第149条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第155条　略

２～５　略

６　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

７　略

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第166条の２　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第174条　略

２～７　略

８　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと

、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第101条　指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第133条　基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第149条　指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第155条　略

２～５　略

６　略

（指定短期入所生活介護の取扱方針）

第174条　略

２～７　略

する。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
９　略	８　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第179条　略	第179条　略
２～４　略	２～４　略
５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
６　略	５　略
（管理者）	（管理者）
第184条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第184条　基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（従業者）	（従業者）
第190条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。	第190条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。
⑴　略	⑴　略
	⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所
⑵　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所	⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所
⑶　診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所	⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所
⑷　略	⑸　略
（設備）	（設備）
第191条　指定短期入所療養介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。	第191条　指定短期入所療養介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、次に掲げる指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。
⑴　略	⑴　略
	⑵　指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所
⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所	⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所

⑶及び⑷　略

（対象者）

第192条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第194条　略

２～５　略

６　指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

７　略

（準用）

第204条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項、第166条及び第166条の２の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項及び第34条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第１項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備）

第207条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。

⑴　略

⑵～⑷　略

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

⑷及び⑸　略

（対象者）

第192条　指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第194条　略

２～５　略

６　略

（準用）

第204条　第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の２、第34条、第35条、第37条から第41条まで（第39条第２項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第２項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項及び第34条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第３項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第１項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備）

第207条　ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。

⑴　略

⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

⑶～⑸　略

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第209条　略	第209条　略
２～７　略	２～７　略
８　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
９　略	８　略
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第214条　略	第214条　略
２～４　略	２～４　略
５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
６　略	５　略
（管理者）	（管理者）
第219条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	第219条　指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（口腔衛生の管理）	
第228条の２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第234条　略	第234条　略
２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	
⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。	
⑵　当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	
３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。	
４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は	

同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

７　略

（準用）

第237条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第159条及び第166条の２の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項及び第34条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（管理者）

第241条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第251条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第256条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

２～４　略

５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

６　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成

２　略

（準用）

第237条　第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の２、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の２第２項及び第34条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

（管理者）

第241条　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第251条　指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（福祉用具貸与計画の作成）

第256条　福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第１項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

２～４　略

した指定居宅介護事業者に報告しなければならない。

７　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

８　略

（掲示及び目録の備え付け）

第261条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

４　略

（準用）

第263条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

（準用）

第265条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは

５　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

６　略

（掲示及び目録の備え付け）

第261条　指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

３　略

（準用）

第263条　第９条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第１項、第２項及び第４項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第１項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

（準用）

第265条　第９条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の２、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第249条、第251条、第252条並びに前節（第253条第１項及び第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第１項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第

「福祉用具専門相談員」と、第253条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。	２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第２項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。
（管理者） 第268条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第268条　指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（特定福祉用具販売計画の作成） 第274条　略 ２～４　略 ５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。	（特定福祉用具販売計画の作成） 第274条　略 ２～４　略
（準用） 第276条　第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の２、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第108条第２項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条第２項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与しなければ」とあるのは「販売しなければ」と、同条第３項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。	（準用） 第276条　第９条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の２、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第１項、第２項及び第４項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項及び第32条の２第２項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第２項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第１項中「訪問介護員等」とあるのは「従業員」と、第108条第１項、第２項及び第４項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第２項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第254条第２項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与しなければ」とあるのは「販売しなければ」と、同条第３項中「福祉用具貸与」とあるのは「福祉用具販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第２条　長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者） 第66条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の	（管理者） 第66条　指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の

職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２及び３　略	２及び３　略
（従業者）	（従業者）
第81条　略	第81条　略
２　略	２　略
３　指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第１項の規定により法第41条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第４条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。以下「介護医療院条例」という。）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	
４　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（予防条例第80条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（予防条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第80条第１項から第３項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	３　指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（予防条例第80条第１項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（予防条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第80条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（訪問リハビリテーション計画の作成）	（訪問リハビリテーション計画の作成）
第86条　略	第86条　略
２及び３　略	２及び３　略
４　医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
５　略	４　略
６　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第１項から第５項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	５　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第１項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第141条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（通所リハビリテーション計画の作成）	（通所リハビリテーション計画の作成）
第141条　略	第141条　略
２及び３　略	２及び３　略
４　医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション	

計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。	
５及び６　略	４及び５　略
７　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第１項から第５項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から第５項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	６　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第１項から第４項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第１項から第４項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第３条　長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第64号。附則において「介護予防サービス等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者） 第50条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第50条　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（掲示） 第55条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第55条の４　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（管理者） 第61条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第61条　基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者） 第131条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第131条　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（身体的拘束等の禁止） 第137条　略 ２　略 ３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	（身体的拘束等の禁止） 第137条　略 ２　略
（定員の遵守） 第140条　略 ２　利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第２条第１項に規定する担当職員及び同条第２項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。	（定員の遵守） 第140条　略 ２　利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第２条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項に規定する利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第141条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（勤務体制の確保等） 第158条　略 ２～４　略 ５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　略	（勤務体制の確保等） 第158条　略 ２～４　略 ５　略
（管理者） 第168条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基	（管理者） 第168条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基

準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（従業者）	（従業者）
第174条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数、その算定方法等は、規則で定める。	第174条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数、その算定方法等は、規則で定める。
⑴　略	⑴　略
	⑵　健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑵　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所	⑶　療養病床（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑶　診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所	⑷　診療所（前２号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑷　略	⑸　略
２　略	２　略
（設備）	（設備）
第175条　指定介護予防短期入所療養介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとの設備に関する基準は、規則で定める。	第175条　指定介護予防短期入所療養介護事業所は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、次に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとの設備に関する基準は、規則で定める。
⑴　略	⑴　略
	⑵　指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑵　療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所	⑶　療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑶　略	⑷　略
⑷　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所	
（対象者）	（対象者）
第176条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。	第176条　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた政令第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（身体的拘束等の禁止）	（身体的拘束等の禁止）
第178条　略	第178条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	
（準用）	（準用）
第182条　第51条の３から第51条の７まで、第51条の９、第51条の10、第51条の13、第52条の２、第52条の３、第54条、第55条の２の２、第55条の４、第55条の５、第55条の７から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。）、第121条の２、第121条の４、第122条、第134条、第135条第２項、第141条及び第141条の２の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の２の２第２項及び第55条の４第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の２第３項及び第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第１項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。	第182条　第51条の３から第51条の７まで、第51条の９、第51条の10、第51条の13、第52条の２、第52条の３、第54条、第55条の２の２、第55条の４、第55条の５、第55条の７から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。）、第121条の２、第121条の４、第122条、第134条、第135条第２項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の２の２第２項及び第55条の４第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の２第３項及び第４項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第１項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。
（設備）	（設備）
第192条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。	第192条　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う次に掲げる事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）は、利用者が円滑に利用できるものとするよう努めることとし、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、規則で定める。
⑴　略	⑴　略
	⑵　指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
⑵及び⑶　略	⑶及び⑷　略
⑷　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所	
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第195条　略	第195条　略
２～４　略	２～４　略
５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
６　略	５　略
（管理者）	（管理者）
第205条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理	第205条　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理

者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（口腔衛生の管理）	
第211条の２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第215条　略	第215条　略
２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。	
⑴　利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。	
⑵　当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。	
３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。	
４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。	
５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
６　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。	
７　略	２　略
（準用）	（準用）
第218条　第51条の５、第51条の６、第52条の２から第54条まで、第55条の２の２、第55条の４から第55条の８まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の４、第140条の２及び第141条の２の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の２の２第２項及び第55条の４第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。	第218条　第51条の５、第51条の６、第52条の２から第54条まで、第55条の２の２、第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。）、第121条の４及び第140条の２の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の２の２第２項及び第55条の４第１項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。
（管理者）	（管理者）

第229条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第235条　第51条の５、第51条の６、第52条の２から第54条まで、第55条の２の２、第55条の４から第55条の８まで、第55条の10から第55条の11まで、第121条の４、第140条の２、第208条から第211条まで、第212条及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の２の２第２項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

（管理者）

第240条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（掲示及び目録の備付け）

第247条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

４　略

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第252条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福

第229条　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（準用）

第235条　第51条の５、第51条の６、第52条の２から第54条まで、第55条の２の２、第55条の４から第55条の11まで（第55条の９第２項を除く。）、第121条の４、第140条の２、第208条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の２の２第２項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の４第１項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の６中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第２項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

（管理者）

第240条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（掲示及び目録の備付け）

第247条　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

３　略

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第252条　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとし

祉用具販売の利用があるときは、第266条第１項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。	て作成しなければならない。
２～４　略	２～４　略
５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。	５　福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
６～８　略	６～８　略
（管理者） 第257条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第257条　指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
（特定介護予防福祉用具販売計画の作成） 第266条　略	（特定介護予防福祉用具販売計画の作成） 第266条　略
２～４　略	２～４　略
５　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。	

第４条　長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者） 第66条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	（管理者） 第66条　指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
２及び３　略	２及び３　略
（従業者） 第80条　略	（従業者） 第80条　略
２　略	２　略
３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第１項の規定により法第53条第１項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号）第４条又は長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号）第４条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	

４　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（居宅条例第81条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（居宅条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第81条第１項から第３項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	３　指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（居宅条例第81条第１項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（居宅条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、居宅条例第81条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前２項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第60号。附則において「養護老人ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（協力医療機関等） 第26条　養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。 ３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　養護老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ６　略	（協力医療機関等） 第26条　養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。 ２　略

（長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第65号。附則において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（緊急時等の対応） 第26条　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第５条第１項第１号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。	（緊急時等の対応） 第26条　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第５条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
（管理者による管理） 第27条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。	（管理者による管理） 第27条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。
（協力医療機関等） 第35条　指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。 ３　指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に	（協力医療機関等） 第35条　指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	
６　略	２　略
（掲示） 第36条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第36条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護老人福祉施設は、重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第42条の３　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（勤務体制の確保等） 第54条　略	（勤務体制の確保等） 第54条　略
２～４　略	２～４　略
５　ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	
６　略	５　略

（長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　長崎県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第66号。附則において「介護老人保健施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者による管理） 第26条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体	（管理者による管理） 第26条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合で

施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第34条　介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

⑵　当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

２　介護老人保健施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

３　介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

６　略

（掲示）

第35条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

２　介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

あって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第34条　介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　略

（掲示）

第35条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

３　介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第40条の３　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 （勤務体制の確保等） 第52条　略 ２～４　略 ５　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　略	（勤務体制の確保等） 第52条　略 ２～４　略 ５　略

（長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第８条　長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第61号。附則において「特別養護老人ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第１章　略 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （第３条―第33条の３） 第３章～第６章　略 附則 （緊急時等の対応） 第24条　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第１項第２号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 ２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。 （施設長の責務） 第25条　略 ２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の３までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 （協力医療機関等） 第29条　特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。	目次 第１章　略 第２章　基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 （第３条―第33条の２） 第３章～第６章　略 附則 （緊急時等の対応） 第24条　特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第１項第２号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。 （施設長の責務） 第25条　略 ２　特別養護老人ホームの施設長は、職員に第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の２までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 （協力医療機関等） 第29条　特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。 ３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。	
６　略	２　略
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第33条の３　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	
（勤務体制の確保等） 第42条　略 ２～４　略 ５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。	（勤務体制の確保等） 第42条　略 ２～４　略
６　略	５　略
（準用） 第44条　第４条から第７条まで、第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の２及び第28条から第33条の３までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の３まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条か	（準用） 第44条　第４条から第７条まで、第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の２及び第28条から第33条の２までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の２まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条か

ら第23条まで、第26条の２及び第28条から第33条の３まで」と読み替えるものとする。 （準用） 第50条　第３条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで及び第33条から第33条の３までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の３まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第８条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第31条まで及び第33条から第33条の３まで」と読み替えるものとする。 （準用） 第54条　第４条から第７条まで、第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の２、第28条から第31条まで、第33条から第33条の３まで、第35条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の３まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第26条の２、第28条から第31条まで、第33条から第33条の３まで、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。	ら第23条まで、第26条の２及び第28条から第33条の２まで」と読み替えるものとする。 （準用） 第50条　第３条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで、第33条及び第33条の２の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の２まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第８条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第23条まで、第26条から第31条まで、第33条及び第33条の２」と読み替えるものとする。 （準用） 第54条　第４条から第７条まで、第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第26条の２、第28条から第31条まで、第33条、第33条の２、第35条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第２項中「第８条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第33条の２まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第９条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第23条まで、第26条の２、第28条から第31条まで、第33条、第33条の２、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。

（長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第62号。附則において「軽費老人ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（協力医療機関等） 第28条　略 ２　軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ３　軽費老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。 ４　軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ５　軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療	（協力医療機関等） 第28条　略

機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ６　軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。 ７　略	２　略
（掲示） 第29条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第29条　軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　軽費老人ホームは、重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。 ３　軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	２　軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（電磁的記録等） 第34条の３　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	（電磁的記録等） 第34条の３　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　略	２　略

（長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条　長崎県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年長崎県条例第18号。附則において「介護医療院基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（管理者による管理） 第26条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。	（管理者による管理） 第26条　介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第110条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第131条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。
（協力医療機関等） 第34条　介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるた	（協力医療機関等） 第34条　介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるた

め、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。 ⑴　入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ⑵　当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 ⑶　入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 ２　介護医療院は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。 ３　介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 ５　介護医療院は、入所者が協力医療機関等に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	め、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
６　略	２　略
（掲示） 第35条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。	（掲示） 第35条　介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。	２　介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
３　介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置） 第40条の３　介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。	

（勤務体制の確保等） 第52条　略 ２～４　略 ５　ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。 ６　略	（勤務体制の確保等） 第52条　略 ２～４　略 ５　略

（長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条　長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和３年長崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附　則 １　略 （虐待の防止に係る経過措置） ２　施行日から令和９年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項（新居宅サービス等基準条例第91条第１項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）並びに第３条の規定による改正後の長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項（新介護予防サービス等基準条例第89条第１項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第96条及び新介護予防サービス等基準条例第92条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。	附　則 １　略 （虐待の防止に係る経過措置） ２　施行日から令和６年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の居宅サービス等基準条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第40条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の３、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の介護予防サービス等基準条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第４条第３項及び第55条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の３、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第３条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第３条第４項及び第30条、第４条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第４条第４項、第42条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）及び第46条第３項、第５条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第３条第４項、第40条の２（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項、第６条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設基準条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第３条第４項、第39条の２（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第３項、第７条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第３条第５項（新特別養護老人ホーム基準条例第50条において準用する場合を含む。）、第33条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び

	第54条において準用する場合を含む。）及び第35条第３項（新特別養護老人ホーム基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第８条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第３条第４項、第34条の２（附則第18項において準用する場合を含む。）及び附則第６項並びに第９条の規定による改正後の介護医療院基準条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第３条第４項、第40条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和９年３月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第98条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第94条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。	（業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　施行日から令和６年３月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条の２（新居宅サービス等基準条例第42条の３、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の３、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第55条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の３、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条の２、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条の２（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の２（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の２（新指定介護療養型医療施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第26条の２（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の２（附則第18項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第30条の２（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
４～７　略	４～７　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日（以下、「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、同年６月１日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

２　施行日から令和７年３月31日までの間は、第１条の規定による改正後の居宅サービス等基準条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第３項（新居宅サービス等基準条例第42条の３、第47条、第59

条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の３、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第261条第３項（新居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第３条の規定による改正後の介護予防サービス等基準条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第55条の４第３項（新介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の３、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第247条第３項（新介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第６条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設基準条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第36条第３項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第７条の規定による改正後の介護老人保健施設基準条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第35条第３項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第９条の規定による改正後の軽費老人ホーム基準条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第29条第３項（新軽費老人ホーム基準条例附則第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の介護医療院基準条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第35条第３項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

３　施行日から令和７年３月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第155条第６項（新居宅サービス等基準条例第181条の３及び第188条において準用する場合を含む。）、第174条第８項、第194条第６項及び第209条第８項並びに新介護予防サービス等基準条例第137条第３項（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の３及び第172条において準用する場合を含む。）及び第178条第３項（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

４　施行日から令和９年３月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第166条の２（新居宅サービス等基準条例第181条、第181条の３、第188条、第204条（新居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）及び第237条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第141条の２（新介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の３、第172条、第182条（新介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）及び第218条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第42条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条の３（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第８条の規定による改正後の特別養護老人ホーム基準条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第33条の３（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条、第54条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第40条の３（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

５　施行日から令和９年３月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第228条の２及び新介護予防サービス

等基準条例第211条の２の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

６　施行日から令和９年３月31日までの間は、第５条の規定による改正後の養護老人ホーム基準条例第26条第１項、新指定介護老人福祉施設基準条例第35条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第１項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第29条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第34条第１項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第11号

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

長崎県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第67号）は廃止する。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第12号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。附則において「指定通所支援基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第１章及び第２章　略 第３章　削除	目次 第１章及び第２章　略 第３章　医療型児童発達支援 第１節　基本方針（第63条） 第２節　人員に関する基準（第64条・第65条） 第３節　設備に関する基準（第66条） 第４節　運営に関する基準（第67条―第72条）
第４章～第８章　略 附則 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　法定代理受領　法第21条の５の７第11項（法第21条の５の13第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町が支払う指定通所支援に要した費用の額又	第４章～第８章　略 附則 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略 ⑶　法定代理受領　法第21条の５の７第11項（法第21条の５の13第２項の規定により、同条第１項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町が支払う指定通所支援に要した費用の額又

は法第21条の５の29第３項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

⑷　略

⑸　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第82条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、同条例第145条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第155条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第176条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び同条例第189条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第４条　指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下

は法第21条の５の29第３項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

⑷　略

⑸　多機能型事業所　第５条に規定する指定児童発達支援の事業、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第82条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第83条に規定する指定生活介護の事業、同条例第145条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第155条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第165条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第176条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び同条例第189条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業のうち２以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）のことをいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第４条　指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第１項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

２　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

３　指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

４　指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第５条　児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

同じ。）を行うものでなければならない。	
第７条　略	第７条　略
２　略	２　略
３　前２項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。	
	３　前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（第２項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第３号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。 ⑴　言語聴覚士 ⑵　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） ⑶　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）
	４　第２項及び第３項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第１項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 ⑴　看護職員 ⑵　機能訓練担当職員
４　前３項に規定する従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。	５　前各項に規定する従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。
（管理者）	（管理者）
第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。	第８条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
（設備）	（設備）
第10条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	第10条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
２　前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。	２　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
３及び４　略	３及び４　略
第11条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。	第11条　指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。
２　指定児童発達支援事業所において、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。	

３　第１項に規定する設備の基準は、規則で定める。	２　前項に規定する設備の基準は、規則で定める。 ３　第１項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。
４　第１項及び第２項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第２項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。	４　第１項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
（利用定員） 第12条　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。	（利用定員） 第12条　指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。
（通所利用者負担額の受領） 第24条　略	（通所利用者負担額の受領） 第24条　略
２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。 ⑴　次号に掲げる場合以外の場合　当該指定児童発達支援に係る通所支援費用基準額 ⑵　治療を行う場合　前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第２項第１号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	２　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
３～５　略	３～５　略
（通所利用者負担額に係る管理） 第25条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。	（通所利用者負担額に係る管理） 第25条　指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。
（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第26条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。	（障害児通所給付費の額に係る通知等） 第26条　指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。
２　略	２　略
（指定児童発達支援の取扱方針） 第27条　指定児童発達支援事業者は、第28条第１項に規定す	（指定児童発達支援の取扱方針） 第27条　指定児童発達支援事業者は、次条第１項に規定する

る児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	
３　略	２　略
４　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。	
５　略	３　略
６　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
⑴～⑺　略	⑴～⑺　略
７　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	５　指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
第27条の２　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第４項に規定する領域との関連性を明確化した指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。	
（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）	
第27条の３　指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。	
（児童発達支援計画の作成等）	（児童発達支援計画の作成等）
第28条　略	第28条　略
２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　略	３　略
４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。	４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６　略	６　略
７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。	７　児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成したときは、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
８～10　略	８～10　略
（児童発達支援管理責任者の責務）	（児童発達支援管理責任者の責務）
第29条　略	第29条　略
２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	
（支援）	（指導、訓練等）
第31条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。	第31条　指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
２　略	２　略
３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。	３　指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	４　指定児童発達支援事業者は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
（通所給付決定保護者に関する市町への通知）	（通所給付決定保護者に関する市町への通知）
第36条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は	第36条　指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞

受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

（定員の遵守）

第40条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（安全計画の策定等）

第41条の２　略

２　略

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　略

（協力医療機関）

第43条　指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第50条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第５条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　略

（設備）

第58条　基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

第３章　削除

第63条から第72条まで　削除

なく、意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

（定員の遵守）

第40条　指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（安全計画の策定等）

第41条の２　略

２　略

３　指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　略

（協力医療機関）

第43条　指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

第50条　指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第５条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　略

（設備）

第58条　基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

第３章　医療型児童発達支援

第１節　基本方針

（基本方針）

第63条　医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者）

第64条　指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1)　医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者

(2)　児童指導員

⑶　保育士
⑷　看護職員
⑸　理学療法士又は作業療法士
⑹　児童発達支援管理責任者
２　前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。
３　第１項各号に掲げる従業者の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。
（準用）
第65条　第８条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。
第３節　設備に関する基準
（設備）
第66条　指定医療型児童発達支援事業所は、次に掲げる設備を有しなければならない。
⑴　医療法に規定する診療所として必要とされる設備
⑵　指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室
⑶　浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
２　指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。
３　第１項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第１号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
第４節　運営に関する基準
（利用定員）
第67条　指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。
（通所利用者負担額の受領）
第68条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。
２　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、規則で定める費用の額の支払を受けるものとする。
３　指定医療型児童発達支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
４　指定医療型児童発達支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
５　指定医療型児童発達支援事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。
（障害児通所給付費の額に係る通知等）

第69条　指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、前条第２項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

（通所給付決定保護者に関する市町への通知）

第70条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

（運営規程）

第71条　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営についての規則で定める重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

（情報の提供等）

第71条の２　指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（準用）

第72条　第13条から第23条まで、第25条、第27条（第４項及び第５項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで、第55条及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第１項中「第38条」とあるのは「第71条」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第68条」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第73条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

（設備）

第76条　指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室の

（基本方針）

第73条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

（設備）

第76条　指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室の

ほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

２　前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

（準用）

第79条　第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第１項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第78条」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第78条第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（設備）

第81条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

（準用）

第82条の９　第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第６項及び第７項を除く。）、第27条の２、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の２、第41条の２、第41条の３第１項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第１項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第１項中「第38条」とあるのは「第82条の８」と、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第82条の７」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第82条の７第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第４項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

（準用）

第90条　第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第４項を除く。）、第27条の３、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の２、第41条の２、第41条の３第１項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第１項、第53条から第55条まで及び第82条の６から第82条の８までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第１項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の８」と、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第90条において準用する第82

ほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

２　前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

（準用）

第79条　第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第１項及び第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第78条」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第68条第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

（設備）

第81条　基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

３及び４　略

（準用）

第82条の９　第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第４項及び第５項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の２、第41条の２、第41条の３第１項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第１項、第53条から第55条まで及び第71条の２の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第１項中「第38条」とあるのは「第82条の８」と、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第82条の７」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第82条の７第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第90条　第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第４項及び第５項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の２、第41条の２、第41条の３第１項、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第１項、第53条から第55条まで、第71条の２及び第82条の６から第82条の８までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第１項中「第38条」とあるのは「第90条において準用する第82条の８」と、第17条中「いう。第52条第２項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第２項中「次条」とあるのは「第90条において

条の７」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第90条において準用する第82条の７第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条第６項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（以下この条において「施設評価」という。）を受けて」と、同項第５号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先の施設」と、同条第７項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第４項中「第27条第４項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第５項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第１項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。	準用する第82条の７」と、第26条第２項中「第24条第２項」とあるのは「第90条において準用する第82条の７第２項」と、第27条第１項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第１項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。
（従業者の員数に関する特例） 第91条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで、第７条、第74条第１項及び第２項、第82条の３第１項並びに第84条第１項の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第２項及び第７条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第74条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第82条の３第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに第84条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。	（従業者の員数に関する特例） 第91条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第６条第１項から第３項まで、第７条、第64条第１項及び第２項、第74条第１項及び第２項、第82条の３第１項並びに第84条第１項の規定の適用については、第６条第１項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第２項及び第７条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第64条第１項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第２項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、第74条第１項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、同条第２項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第82条の３第１項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに第84条第１項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。
（利用定員に関する特例） 第93条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 ２　利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条及び第77条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。 ３　前２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第77条の規定にか	（利用定員に関する特例） 第93条　多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第67条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。 ２　利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第12条、第67条及び第77条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を５人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて５人以上）とすることができる。 ３　前２項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第67条及び第77条の

かわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。	規定にかかわらず、その利用定員を５人以上とすることができる。
４　第２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。	４　第２項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第67条及び第77条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。
５　略	５　略
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第93条の２　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第１項（第56条の５、第60条、第79条、第79条の２、第82条、第82条の９及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の５、第60条、第79条、第79条の２、第82条、第82条の９及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	第93条の２　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第１項（第56条の５、第60条、第72条、第79条、第79条の２、第82条、第82条の９及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の５、第60条、第72条、第79条、第79条の２、第82条、第82条の９及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。	２　指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号。附則において「指定入所施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。	第２条　この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。
⑴　指定入所支援費用基準額　指定入所支援に係る法第24条の２第２項第１号（法第24条の24第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。	⑴　指定入所支援費用基準額　指定入所支援に係る法第24条の２第２項第１号（法第24条の24第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。
⑵　入所利用者負担額　法第24条の２第２項第２号（法第24条の24第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の	⑵　入所利用者負担額　法第24条の２第２項第２号（法第24条の24第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の

療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

⑶　法定代理受領　法第24条の３第８項（法第24条の７第２項において準用する場合及び法第24条の24第３項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第３項（法第24条の24第３項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第４条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

２　略

３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　略

（従業者）

第５条　略

２　前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

３　略

（設備）

第６条　略

２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなけ

療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

⑶　法定代理受領　法第24条の３第８項（法第24条の７第２項において準用する場合及び法第24条の24第２項の規定により同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第３項（法第24条の24第２項の規定により、同条第１項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

（指定障害児入所施設等の一般原則）

第４条　指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

２　略

３　指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　略

（従業者）

第５条　略

２　前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

３　略

（設備）

第６条　略

２　次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなけ

ればならない。	ればならない。
⑴　略	⑴　略
⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備	⑵　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備	⑶　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	⑷　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
３及び４　略	３及び４　略
（指定入所支援の取扱方針）	（指定入所支援の取扱方針）
第21条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。	第21条　指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
２　指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。	
３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。	
４及び５　略	２及び３　略
（入所支援計画の作成等）	（入所支援計画の作成等）
第22条　略	第22条　略
２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	２　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３及び４　略	３及び４　略
５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。	５　児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。
６～10　略	６～10　略
（移行支援計画の作成等）	
第22条の２　指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	
２　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメ	

ントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上での必要な支援内容の検討をしなければならない。	
３　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。	
４　児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。	
５　前条第３項及び第５項から第７項までの規定は、第２項に規定する移行支援計画の作成について準用する。	
６　前条第３項、第５項から第７項まで及び第９項並びに第２項及び第３項の規定は、第４項に規定する移行支援計画の変更について準用する。	
（児童発達支援管理責任者の責務）	（児童発達支援管理責任者の責務）
第23条　児童発達支援管理責任者は、前２条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。	第23条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。
２　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。	
（支援）	（指導、訓練等）
第26条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。	第26条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。
２　略	２　略
３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。	３　指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。
４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を支援に従事させなければならない。	４　指定福祉型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。
５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。	５　指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。
（協力医療機関等）	（協力医療機関等）
第40条　略	第40条　略
２　略	２　略
３　指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症（次項において「新興感染症」と総称す	

る。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　第１項の規定により指定福祉型障害児入所施設が定めた協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該指定福祉型障害児入所施設は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	
（利益供与等の禁止） 第47条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　略	（利益供与等の禁止） 第47条　指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第５条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ２　略
（従業者） 第55条　指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　心理支援を担当する職員（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） ⑷及び⑸　略 ２～４　略	（従業者） 第55条　指定医療型障害児入所施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。 ⑴及び⑵　略 ⑶　心理指導を担当する職員（主として重症心身障害児（法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。） ⑷及び⑸　略 ２～４　略
（設備） 第56条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。 ⑴　略 ⑵　支援室及び浴室 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。 ⑴　略 ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外遊戯場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　略	（設備） 第56条　指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を有しなければならない。 ⑴　略 ⑵　訓練室及び浴室 ２　次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。ただし、第２号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。 ⑴　略 ⑵　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 ３～５　略

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第70号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第１章～第７章　略 第８章　自立訓練（機能訓練）	目次 第１章～第７章　略 第８章　自立訓練（機能訓練）

第１節～第４節　略
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第152条の２―第152条の５）
第６節　略
第９章～第19章　略
附則
（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
⑴～⑸　略
⑹　多機能型　第82条に規定する指定生活介護の事業、第145条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第155条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第176条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第189条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第５条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、同条例第82条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び同条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
（管理者）
第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
（準用）
第８条　前２条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第６条第１項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。
（居宅介護計画の作成）
第27条　略
２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

第１節～第４節　略
第５節　共生型障害福祉サービスに関する基準（第152条の２―第152条の４）
第６節　略
第９章～第19章　略
附則
（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
⑴～⑸　略
⑹　多機能型　第82条に規定する指定生活介護の事業、第145条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第155条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第176条に規定する指定就労継続支援Ａ型の事業及び第189条に規定する指定就労継続支援Ｂ型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第５条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、同条例第82条の２に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び同条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
（管理者）
第７条　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
（準用）
第８条　前２条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。
（居宅介護計画の作成）
第27条　略
２　サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

３　サービス提供責任者は、第１項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

４　略

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第31条　略

２及び３　略

４　サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（管理者）

第46条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（運営に関する基準）

第49条　略

２　第５条第２項から第４項まで、第４節（第22条第１項、第23条、第24条第１項、第28条、第33条、第36条の２及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第２項において準用する第32条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する次条第２項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第２項において準用する第22条第２項」と、第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第２項」と、第31条第３項中「第27条」とあるのは「第49条第２項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する第36条第１項」と、第48条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（指定療養介護の取扱方針）

第59条　略

２　指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

３及び４　略

（療養介護計画の作成等）

第60条　略

２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければなら

３　サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

４　略

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第31条　略

２及び３　略

（管理者）

第46条　基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（運営に関する基準）

第49条　略

２　第５条第２項から第４項まで、第４節（第22条第１項、第23条、第24条第１項、第28条、第33条、第36条の２及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第49条第２項において準用する第32条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する次条第２項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第49条第２項において準用する第22条第２項」と、第27条第１項中「第６条第２項」とあるのは「第45条第２項」と、第31条第３項中「第27条」とあるのは「第49条第２項において準用する第27条」と、第32条中「第36条第１項」とあるのは「第49条第２項において準用する第36条第１項」と、第48条第２項中「次条第１項」とあるのは「第49条第２項」と読み替えるものとする。

（指定療養介護の取扱方針）

第59条　略

２及び３　略

（療養介護計画の作成等）

第60条　略

２　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

ない。	
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４及び５　略	３及び４　略
６　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
９及び10　略	８及び９　略
11　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する療養介護計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の業務）	（サービス管理責任者の業務）
第61条　略	第61条　略
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（従業者）	（従業者）
第83条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。	第83条　指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。
⑴　略	⑴　略
⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第８章及び第18章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第８章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
⑶　略	⑶　略
２　略	２　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
第90条の２　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第90条の２　指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
２　略	２　略
（指定短期入所の取扱方針）	（指定短期入所の取扱方針）
第109条　略	第109条　略
２　指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	

３及び４　略	２及び３　略
（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）	（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）
第124条　略	第124条　略
２　指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３及び４　略	２及び３　略
（重度障害者等包括支援計画の作成）	（重度障害者等包括支援計画の作成）
第125条　略	第125条　略
２　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。	２　サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。
３及び４　略	３及び４　略
（準用）	（準用）
第127条　第10条から第22条まで、第24条、第29条から第31条まで、第34条（第１項及び第２項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第126条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第127条において準用する次条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第127条において準用する第22条第２項」と読み替えるものとする。	第127条　第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第34条（第１項及び第２項を除く。）から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第126条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第127条において準用する次条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第127条において準用する第22条第２項」と読み替えるものとする。
（従業者）	（従業者）
第146条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。	第146条　指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。
⑴　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
⑵　略	⑵　略
２及び３　略	２及び３　略
（準用）	（準用）
第152条　第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条及び第90条の２から第97条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第152条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第152条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第152条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と読み替えるものとする。	第152条　第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条及び第90条の２から第97条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第152条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第152条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第152条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第152条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハ	

ビリテーション事業者の基準）	
第152条の２　共生型自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この節において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準は規則で定める。	
（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）
第152条の３　自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	第152条の２　自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この節において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。
（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）	（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）
第152条の４及び第152条の５　略	第152条の３及び第152条の４　略
（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）	（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
第153条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第153条の３に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第209条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	第153条　自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第209条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。
（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）	
第153条の３　地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、規則で定める。	
（準用）	（準用）
第162条　第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第90条の２から第97条まで、第150条及び第151条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第162条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第160条第１項から第４項まで」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第160条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第162条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第162条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と読み替えるものとする。	第162条　第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第90条の２から第97条まで、第150条及び第151条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第162条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第160条第１項から第４項まで」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第160条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第162条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第162条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第162条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用）	（準用）
第175条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第	第175条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第

77条、第78条、第89条、第90条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第160条の２の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第175条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第175条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第175条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第175条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第175条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第193条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第91条から第97条まで、第149条、第150条、第183条第６項及び第184条から第186条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第193条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第193条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第193条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第183条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第192条第１項の工賃」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第197条　第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第１項を除く。）、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第77条、第78条、第89条、

77条、第78条、第89条、第90条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第160条の２の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第175条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第175条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第175条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第175条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第61条中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第175条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第175条において準用する前条」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の２第１項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第193条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第184条から第186条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第193条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第193条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第193条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第197条　第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第１項を除く。）、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第77条、第78条、第89条、

第92条、第93条、第95条から第97条まで、第149条（第１項を除く。）、第150条、第183条第６項、第184条から第186条まで及び第189条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第195条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第197条において準用する第149条第２項」と、第24条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第197条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第197条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第197条において準用する前条」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第197条において準用する前条」と、第183条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第196条第１項の工賃」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第197条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第197条の６　略

２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（実施主体）

第197条の７　指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第197条の17　削除

（定期的な訪問等による支援）

第197条の18　指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供、助言、相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第197条の20　第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第197条の６、第197条の10及び第197条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第197条の20において準用する第197条の10」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第197条の20において準用する次条第１項」と、第59条第１項中「次条第１

第92条、第93条、第95条から第97条まで、第149条（第１項を除く。）、第150条、第184条から第186条まで及び第189条の規定は、基準該当就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第195条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第197条において準用する第149条第２項」と、第24条第２項中「第21条第２項」とあるのは「第197条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第197条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第197条において準用する前条」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第197条において準用する前条」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第197条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第197条の６　略

（実施主体）

第197条の７　指定就労定着支援事業者は、過去３年間において平均１人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（実施主体）

第197条の17　指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第197条の18　指定自立生活援助事業者は、おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供、助言、相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第197条の20　第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第197条の６、第197条の10及び第197条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第197条の20において準用する第197条の10」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第197条の20において準用する次条第１項」と、第60条中「療養介護計画」と

項」とあるのは「第197条の20において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と読み替えるものとする。	あるのは「自立生活援助計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と読み替えるものとする。
（基本方針）	（基本方針）
第198条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第198条　共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（入退居）	（入退居）
第201条の２　略	第201条の２　略
２　略	２　略
３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。	３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
４　略	４　略
（指定共同生活援助の取扱方針）	（指定共同生活援助の取扱方針）
第201条の５　略	第201条の５　略
２　指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３～５　略	２～４　略
（サービス管理責任者の責務）	（サービス管理責任者の責務）
第201条の６　略	第201条の６　略
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（地域との連携等）	
第201条の７　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	
２　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第204条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
３　指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の	

構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

５　前３項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が別に定めるものを講じている場合には、適用しない。

（協力医療機関等）

第203条の４　略

２　略

３　指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（準用）

第204条　第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第78条、第93条、第95条、第97条及び第160条の２の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第202条の３」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第204条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業

（協力医療機関等）

第203条の４　略

２　略

（準用）

第204条　第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条及び第160条の２の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第202条の３」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第204条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。	
（基本方針）	（基本方針）
第204条の３　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	第204条の３　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（地域との連携等）	（協議の場の設置等）
第204条の10　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	第204条の10　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の３第１項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。
３　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。	
４　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	
５　前３項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。	
（準用）	（準用）
第204条の11　第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の２、第201条の２から第201条の７まで及び第202条の３から第203条の４までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第204条の11において準用する第202条の３」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中	第204条の11　第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の２、第201条の２から第201条の６まで及び第202条の３から第203条の４までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第204条の11において準用する第202条の３」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第204条の11において準用する第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中

サービス支援型共同生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の11において準用する第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この章の趣旨）

第204条の12　前章までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第204条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第204条の13　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第204条の22　第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の２、第201条の２から第201条の７まで、第202条、第202条の２及び第203条の２から第203条の４までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同

サービス支援型共同生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の11において準用する第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この章の趣旨）

第204条の12　前章までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第204条の22において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第204条の13　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第204条の22　第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の２、第201条の２から第201条の６まで、第202条、第202条の２及び第203条の２から第203条の４までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の４第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の４第２項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同

生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第202条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第205条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第74条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）については、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合における当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定めるところによる。

２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、規則で定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

（従業者）

第210条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

⑷～⑹　略

２　略

（管理者）

第211条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該

生活援助計画」と、第97条第１項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第202条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第205条　多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所及び指定就労継続支援Ｂ型事業所（指定就労継続支援Ｂ型事業者が指定就労継続支援Ｂ型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援等基準条例第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第74条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）については、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合における当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）の員数、その算定方法等の基準は、規則で定めるところによる。

２　多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第２項の厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、規則で定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

（従業者）

第210条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　理学療法士又は作業療法士

⑷～⑹　略

２　略

（管理者）

第211条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該

当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第213条　第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第２項、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第86条、第91条から第93条まで、第94条及び第95条から第97条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第213条第１項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第213条第２項において準用する第87条第２項及び第３項、第213条第３項及び第５項において準用する第149条第２項及び第３項並びに第213条第４項において準用する第160条第２項及び第３項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第213条第２項において準用する第87条第２項、第213条第３項及び第５項において準用する第149条第２項並びに第213条第４項において準用する第160条第２項」と、第37条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第213条第１項において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第213条第１項において準用する前条」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第213条第１項において準用する前条」と読み替えるものとする。

２～５　略

（電磁的記録等）

第213条の２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第１項（第44条第１項及び第２項、第44条の４、第49条第１項及び第２項、第98条、第98条の５、第127条、第152条、第152条の５、第162条、第162条の４、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに第213条第１項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第１項及び第

当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（準用）

第213条　第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第２項、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第86条、第91条から第93条まで、第94条及び第95条から第97条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第213条第１項において準用する第94条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第２項中「次条第１項から第３項まで」とあるのは「第213条第２項において準用する第87条第２項及び第３項、第213条第３項及び第５項において準用する第149条第２項及び第３項並びに第213条第４項において準用する第160条第２項及び第３項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第213条第２項において準用する第87条第２項、第213条第３項及び第５項において準用する第149条第２項並びに第213条第４項において準用する第160条第２項」と、第37条第３項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第213条第１項において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「６月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、３月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第213条第１項において準用する前条」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第213条第１項において準用する前条」と読み替えるものとする。

２～５　略

（電磁的記録等）

第213条の２　指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第１項（第44条第１項及び第２項、第44条の４、第49条第１項及び第２項、第98条、第98条の５、第127条、第152条、第152条の４、第162条、第162条の４、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに第213条第１項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第１項及び第

２項、第44条の４、第49条第１項及び第２項、第81条、第98条、第98条の５、第114条、第114条の４、第127条、第152条、第152条の５、第162条、第162条の４、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第１項において準用する場合を含む。）、第54条第１項、第107条第１項（第114条の４において準用する場合を含む。）、第201条の３第１項（第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	２項、第44条の４、第49条第１項及び第２項、第81条、第98条、第98条の５、第114条、第114条の４、第127条、第152条、第152条の４、第162条、第162条の４、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第１項において準用する場合を含む。）、第54条第１項、第107条第１項（第114条の４において準用する場合を含む。）、第201条の３第１項（第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　略	２　略
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
１　略	１　略
（経過措置）	（経過措置）
２～６　略	２～６　略
７　第202条第３項及び第204条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第５号）第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和９年３月31日までの間、当該利用者については、適用しない。	７　第202条第３項及び第204条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第５号）第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和６年３月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
８　第202条第３項及び第204条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和９年３月31日までの間、当該利用者については、適用しない。	８　第202条第３項及び第204条の８第４項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第５号に規定する区分４、同条第６号に規定する区分５又は同条第７号に規定する区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和６年３月31日までの間、当該利用者については、適用しない。
⑴及び⑵　略	⑴及び⑵　略
９及び10　略	９及び10　略

（長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次

第１章～第９章　略	第１章～第９章　略
第９章の２　就労選択支援	
第１節　基本方針（第164条の２）	
第２節　人員に関する基準（第164条の３・第164条の４）	
第３節　設備に関する基準（第164条の５）	
第４節　運営に関する基準（第164条の６―第164条の９）	
第10章～第19章　略	第10章～第19章　略
附則	附則
第９章の２　就労選択支援	
第１節　基本方針	
（基本方針）	
第164条の２　就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。	
第２節　人員に関する基準	
（従業者）	
第164条の３　指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に就労選択支援員を置かなければならない。	
２　前項に係る就労選択支援員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。	
（準用）	
第164条の４　第52条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。	
第３節　設備に関する基準	
（準用）	
第164条の５　第86条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。	
第４節　運営に関する基準	
（実施主体）	
第164条の６　指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。	
（評価及び整理の実施）	
第164条の７　指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。	
２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、ア	

セスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第164条の８　指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

２　指定就労選択支援事業者は、法第89条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第164条の９　第10条から第21条まで、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第90条、第91条から第97条まで、第149条及び第160条の２の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第164条の９において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第164条の９において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第164条の９において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と第94条中「第97条第１項」とあるのは「第164条の９において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第164条の９において準用する前条」と、第160条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第174条の２　指定就労選択支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用） 第188条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第91条から第97条まで、第149条、第150条、第174条及び第174条の２の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第188条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第188条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第188条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第188条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第188条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と読み替えるものとする。	（準用） 第188条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第91条から第97条まで、第149条、第150条及び第174条の規定は、指定就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第188条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第188条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第188条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第188条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第188条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と読み替えるものとする。
（準用） 第193条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第91条から第97条まで、第149条、第150条、第174条の２、第183条第６項及び第184条から第186条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第193条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第193条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第193条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第183条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第192条第１項の工賃」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。	（準用） 第193条　第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の２、第36条の２から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第78条、第89条、第91条から第97条まで、第149条、第150条、第183条第６項及び第184条から第186条までの規定は、指定就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第10条第１項中「第32条」とあるのは「第193条において準用する第94条」と、第21条第２項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する第149条第１項」と、第24条第２項中「第22条第２項」とあるのは「第193条において準用する第149条第２項」と、第59条第１項中「次条第１項」とあるのは「第193条において準用する次条第１項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第94条中「第97条第１項」とあるのは「第193条において準用する第97条第１項」と、第97条第１項中「前条」とあるのは「第193条において準用する前条」と、第183条第６項中「賃金及び第３項に規定する工賃」とあるのは「第192条第１項の工賃」と、第184条第１項中「第188条」とあるのは「第193条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号。附則において「指定障害者支援施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）において使

律施行令（平成18年政令第10号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。	用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
⑴～⑸　略	⑴～⑸　略
（指定障害者支援施設の一般原則）	（指定障害者支援施設の一般原則）
第４条　略	第４条　略
２及び３　略	２及び３　略
４　指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。	
５　指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。	
（従業者）	（従業者）
第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第５条　指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
⑴　生活介護を行う場合　次に掲げる従業者	⑴　生活介護を行う場合　次に掲げる従業者
ア　略	ア　略
イ　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	イ　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
ウ　略	ウ　略
⑵　自立訓練（機能訓練）を行う場合　次に掲げる従業者	⑵　自立訓練（機能訓練）を行う場合　次に掲げる従業者
ア　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
イ　略	イ　略
ウ　アの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者	ウ　アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者
⑶～⑺　略	⑶～⑺　略
２　略	２　略
（施設障害福祉サービスの取扱方針）	（施設障害福祉サービスの取扱方針）
第24条　略	第24条　略
２　指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。	
３及び４　略	２及び３　略
（施設障害福祉サービス計画の作成等）	（施設障害福祉サービス計画の作成等）
第25条　略	第25条　略
２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切	２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第26条の３第１項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４及び５　略	３及び４　略
６　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
９及び10　略	８及び９　略
11　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の業務）	（サービス管理責任者の業務）
第26条　略	第26条　略
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（地域との連携等）	
第26条の２　指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	
２　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
３　指定障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。	

４　指定障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ５　前３項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。 （地域移行等意向確認担当者の選任等） 第26条の３　指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。 ２　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第25条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。 ３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。 （協力医療機関等） 第49条　略 ２　略 ３　指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。 第56条　削除	（協力医療機関等） 第49条　略 ２　略 （地域との連携等） 第56条　指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前

（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
⑴　略
⑵　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（施行規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（同条第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第３項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第４項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第５項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（職員）
第12条　療養介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。
⑴～⑷　略
⑸　サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第１項第５号の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）
２　略
（療養介護の取扱方針）
第16条　略
２　療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。
３及び４　略
（療養介護計画の作成等）
第17条　略
２　療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

（定義）
第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。
⑴　略
⑵　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（施行規則第６条の10第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（同条第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第３項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第６項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
（職員）
第12条　療養介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。
⑴～⑷　略
⑸　サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第１項第５号の厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）
２　略
（療養介護の取扱方針）
第16条　略
２及び３　略
（療養介護計画の作成等）
第17条　略
２　療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

３　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４及び５　略	３及び４　略
６　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	５　サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第２項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
９及び10　略	８及び９　略
11　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する療養介護計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する療養介護計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の責務）	（サービス管理責任者の責務）
第18条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。	第18条　サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（職員）	（職員）
第41条　生活介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。	第41条　生活介護事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。
⑴及び⑵　略	⑴及び⑵　略
⑶　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第５章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑶　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第５章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
⑷　略	⑷　略
２　略	２　略
（職場への定着のための支援等の実施）	（職場への定着のための支援等の実施）
第46条の２　生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第２項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。	第46条の２　生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
２　略	２　略

（職員）

第54条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。

⑴　略

⑵　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑶　略

２　略

（地域生活への移行のための支援）

第56条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第63条の２に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

２　略

（準用）

第57条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第46条の２から第51条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第57条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第62条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第46条の２から第51条まで、第55条及び第56条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第62条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第62条において準用する前条」と、第42条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（規模）

第63条の２　就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員）

第65条　就労移行支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

⑴～⑷　略

２　略

（準用）

（職員）

第54条　自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。

⑴　略

⑵　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

⑶　略

２　略

（地域生活への移行のための支援）

第56条　自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第67条第１項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

２　略

（準用）

第57条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条及び第46条の２から第51条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第57条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第57条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第62条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第38条まで、第42条、第43条、第46条の２から第51条まで、第55条及び第56条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第62条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第62条において準用する前条」と、第42条第２項中「６人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については６人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（職員）

第65条　就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。

⑴～⑷　略

２　略

（準用）

第71条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条、第46条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第71条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第９項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第42条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。	第71条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第46条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第71条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第８項中「６月」とあるのは「３月」と、第18条中「前条」とあるのは「第71条において準用する前条」と、第39条ただし書及び第42条第１項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。
（規模に関する特例）	（規模に関する特例）
第90条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。）及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）第５条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。	第90条　多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援Ａ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ａ型事業所」という。）及び就労継続支援Ｂ型事業所（以下「多機能型就労継続支援Ｂ型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）第５条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（同条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（同条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。
⑴～⑶　略	⑴～⑶　略
２～４　略	２～４　略

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（附則において「障害福祉サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次	目次
第１章～第５章　略	第１章～第５章　略
第５章の２　就労選択支援（第62条の２―第62条の８）	
第６章～第10章　略	第６章～第10章　略
附則	附則
第５章の２　就労選択支援	
（基本方針）	
第62条の２　就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第６条の７の２に規定する者につき、短期間の生産活動その他	

の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第６条の７の４に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第62条の３　就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第62条の４　就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（実施主体）

第62条の５　就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業所の３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第62条の６　就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第６条の７の３に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第62条の７　就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなけれ

ばならない。

２　就労選択支援事業者は、法第89条の３第１項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第62条の８　第８条、第９条、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条、第46条及び第47条から第51条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第70条の２　就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第86条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条、第38条、第43条、第47条から第51条まで、第55条及び第70条の２の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第86条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第89条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第47条から第51条まで、第55条、第70条の２、第73条、第75条から第77条まで及び第82条から第84条までの規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第89条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、第82条第１項中「第86条」とあるのは「第89条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　略

（経過措置）

２　法第５条第28項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年４月１日から平成24年３月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第39条（第57条、第71条及び第89条において準用する場合を含む。）、第59条第１項及び第90条第４項の

（準用）

第86条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条、第38条、第43条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労継続支援Ａ型の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第86条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ａ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第86条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第89条　第８条、第９条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の２まで、第36条、第38条、第39条、第43条、第45条、第47条から第51条まで、第55条、第73条、第75条から第77条まで及び第82条から第84条までの規定は、就労継続支援Ｂ型の事業について準用する。この場合において、第16条第１項中「次条第１項」とあるのは「第89条において準用する次条第１項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第89条において準用する前条」と、第82条第１項中「第86条」とあるのは「第89条」と、「就労継続支援Ａ型計画」とあるのは「就労継続支援Ｂ型計画」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　略

（経過措置）

２　法第５条第26項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第３項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成20年４月１日から平成24年３月31日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第39条（第57条、第71条及び第89条において準用する場合を含む。）、第59条第１項及び第90条第４項の

適用については、第39条ただし書（第57条、第71条及び第89条において読み替えて準用する場合を含む。）中「離島その他の地域であって基準省令第37条ただし書の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあり、第59条第１項ただし書中「離島その他の地域であって基準省令第57号第１項ただし書の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあり、及び第90条第４項中「離島その他の地域であって基準省令第89条第４項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。	適用については、第39条ただし書（第57条、第71条及び第89条において読み替えて準用する場合を含む。）中「離島その他の地域であって基準省令第37条ただし書の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあり、第59条第１項ただし書中「離島その他の地域であって基準省令第57号第１項ただし書の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあり、及び第90条第４項中「離島その他の地域であって基準省令第89条第４項の厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。
３　略	３　略

（長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第８条　長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第73号。附則において「障害者支援施設基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略	（定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。 ⑴及び⑵　略
（障害者支援施設の一般原則） 第３条　略 ２及び３　略 ４　障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。 ５　障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。	（障害者支援施設の一般原則） 第３条　略 ２及び３　略
（規模） 第９条　障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。 ⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓	（規模） 第９条　障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。 ⑴　生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓

練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第３項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）	練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第６条の10第２号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第３項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）
⑵　略	⑵　略
２　略	２　略
（職員）	（職員）
第11条　略	第11条　略
２　生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員は、次に掲げる者とする。	２　生活介護を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員は、次に掲げる者とする。
⑴　略	⑴　略
⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
⑶　略	⑶　略
３　自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員は、次に掲げる者とする。	３　自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に置くべき職員は、次に掲げる者とする。
⑴　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	⑴　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
⑵　略	⑵　略
４～９　略	４～９　略
（施設障害福祉サービスの取扱方針）	（施設障害福祉サービスの取扱方針）
第18条　略	第18条　略
２　障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。	
３及び４　略	２及び３　略
（施設障害福祉サービス計画の作成等）	（施設障害福祉サービス計画の作成等）
第19条　略	第19条　略
２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第20条の３第１項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。	２　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
３　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。	
４及び５　略	３及び４　略
６　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」	５　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）

という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
７　サービス管理責任者は、第５項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	６　サービス管理責任者は、第４項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
８　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第２項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。	７　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
９及び10　略	８及び９　略
11　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。	10　第２項から第７項までの規定は、第８項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。
（サービス管理責任者の業務）	（サービス管理責任者の業務）
第20条　略	第20条　略
２　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	
（地域との連携等）	
第20条の２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。	
２　障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
３　障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。	
４　障害者支援施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。	
５　前３項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。	
（地域移行等意向確認担当者の選任等）	
第20条の３　障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるととも	

に、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。 ２　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第６項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。 ３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第３項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。	
（協力医療機関等） 第40条　略 ２　略 ３　障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 ４　障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。	（協力医療機関等） 第40条　略 ２　略
第44条　削除	（地域との連携等） 第44条　障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第９条　長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号。附則において「設備運営基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第１章～第９章　略 第10章　児童発達支援センター（第93条―第101条） 第11章　削除 第12章～第15章　略 附則 （最低基準の目的） 第３条　この条例で定める最低基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設の利用者（以下「入所者等」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。 （関係機関との連携）	目次 第１章～第９章　略 第10章　福祉型児童発達支援センター（第93条―第101条） 第11章　医療型児童発達支援センター（第102条―第107条） 第12章～第15章　略 附則 （最低基準の目的） 第３条　この条例で定める最低基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設の利用者（以下「入所者等」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。 （関係機関との連携）

第46条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、女性相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（職員配置）

第75条　略

２～13　略

14　心理支援を行う必要があると認められる児童５人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15　心理担当職員は、学校教育法に基づく大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（設備の基準）

第76条　福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴及び⑵　略

⑶　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア　遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ　略

⑷　主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

⑸　主として肢体不自由（法第６条の２の２第２項に規定するものをいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア　支援室及び屋外遊戯場

イ　略

⑹～⑼　略

（職員配置）

第86条　略

２～５　略

６　主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第３項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

７　略

（設備の基準）

第87条　医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　医療型障害児入所施設には、医療法に基づく病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

⑵　略

⑶　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

⑷　略

第46条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（職員配置）

第75条　略

２～13　略

14　心理指導を行う必要があると認められる児童５人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15　心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（設備の基準）

第76条　福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴及び⑵　略

⑶　主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア　遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

イ　略

⑷　主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

⑸　主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア　訓練室及び屋外訓練場

イ　略

⑹～⑼　略

（職員配置）

第86条　略

２～５　略

６　主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第３項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

７　略

（設備の基準）

第87条　医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　医療型障害児入所施設には、医療法に基づく病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

⑵　略

⑶　主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

⑷　略

第10章　児童発達支援センター

（職員配置）

第93条　児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

⑴及び⑵　略

⑶　医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合　看護職員

⑷　当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合　看護職員

⑸　当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第１項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第１項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合　看護職員

２　児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

３　児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

４　児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第10章　福祉型児童発達センター

（職員配置）

第93条　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

⑴及び⑵　略

⑶　医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合　看護職員

⑷　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合　看護職員

⑸　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第１項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第１項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合　看護職員

２　福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

３　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

４　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第１項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第１項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

５　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

	6　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、４人以上でなければならない。
	7　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
	8　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ及びニ⑵の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
	9　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を４で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、１人以上でなければならない。
5　第８条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第１条第２項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	10　第８条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第１条第２項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第102条第２項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。
（設備の基準）	（設備の基準）
第94条　児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けることとする。	第94条　福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。
	⑴　福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
	⑵　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の１室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童１人につき2.47平方メートル以上とすること。
	⑶　福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童１人につき1.65平方メートル以上とすること。
	⑷　主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発

	達支援センターには、静養室を設けること。 ⑸　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。 ⑹　主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
２　児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。 ３　第１項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ⑴　発達支援室の１室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童１人につき2.47平方メートル以上とすること。 ⑵　遊戯室の面積は、児童１人につき1.65平方メートル以上とすること。	
（生活指導及び計画の策定） 第95条　第77条第１項及び第79条の規定は、児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の策定について準用する。	（生活指導及び計画の策定） 第95条　第77条第１項及び第79条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定について準用する。
（保護者等との連絡） 第96条　児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。	（保護者等との連絡） 第96条　福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。
（心理学的及び精神医学的診査） 第97条　児童発達支援センターにおいて、障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。	（心理学的及び精神医学的診査） 第97条　第81条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査について準用する。
第98条　削除	（入所した児童に対する健康診断） 第98条　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第14条第１項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。
第11章　削除	第11章　医療型児童発達センター
第102条から第107条まで　削除	（職員） 第102条　医療型児童発達支援センターには、医療法に基づく診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。 ２　第８条第２項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 （設備の基準） 第103条　医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。 ⑴　医療法に基づく診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

	⑵　階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。 （入所した児童に対する健康診断） 第104条　医療型児童発達支援センターにおいては、第14条第１項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。 （生活指導等） 第105条　第77条第１項、第79条及び第96条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の計画の策定及び保護者等との連絡について準用する。 （服薬管理） 第106条　第84条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける入所者等の服薬の管理について準用する。 （地域支援等） 第107条　第101条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける地域支援等について準用する。
（支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第131条　略 ２　児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 ３　略	（支援を行うに当たって遵守すべき事項） 第131条　略 ２　児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 ３　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第50条第１項の改正規定、第２条の規定による改正後の指定入所施設基準条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第47条第１項の改正規定、第４条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）及び第７条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により一部改正法第２条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第７条の規定にかかわらず、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

３　一部改正法附則第４条第１項の規定により新児童福祉法第21条の５の３第１項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

４　この条例の施行の際現に指定を受けている第１条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第７条第３項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第７条及び第12条の規定にかかわらず、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

５　この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第７条第３項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第４項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発

達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6　新指定通所支援基準条例第27条の２（新指定通所支援基準条例第56条の５、第60条、第79条、第79条の２、第82条及び第82条の９において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和７年３月31日までの間、第27条の２中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

7　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間、第３条の規定による新指定障害福祉サービス基準条例第201条の７（新指定障害福祉サービス基準条例第204条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第204条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の７第２項及び第３項並びに第204条の10第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準条例第201条の７第４項及び第204条の10第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

8　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間、第５条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第26条の２の規定の適用については、同条第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

9　この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第26条の３の規定の適用については、同条第１項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第２項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

10　この条例の施行の日から令和７年３月31日までの間、第８条の規定による改正後の障害者支援施設基準条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第20条の２の規定の適用については、同条第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

11　この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第20条の３の規定の適用については、同条第１項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第２項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

12　一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第９条の規定による改正後の設備運営基準条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第94条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

13　一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新設備運営基準条例第93条の規定にかかわらず、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

14　この条例の施行の際現に設置している第９条の規定による改正前の設備運営基準条例（以下「旧設備運営基準条例」という。）第94条第１号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第２号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第94条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

15　この条例の施行の際現に設置している旧設備運営基準条例第93条第１項第１号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同項第２号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準条例第93条の規定にかかわらず、令和９年３月31日までの間、なお従前の例によることができる。

長崎県手話言語条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第13号

長崎県手話言語条例

目次

前文
第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　手話の普及（第９条－第17条）
附則

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現される独自の言語である。

しかし、手話は、かつて言語として認められておらず、過去には、口話法によるろう教育が推し進められるなど、手話の使用が制約された時代が長く存在している。

こうした中にあっても、手話は、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきた。

平成18年の国際連合総会において、手話が音声言語と同じく言語であることを明記した障害者の権利に関する条約（平成26年条約第１号）が採択された。

また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）では、手話が言語に含まれることが明記されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置付けは、制度的に確立された。

しかしながら、手話に対する県民の理解はいまだ十分に深まっているとは言い難く、物理的な障壁、誤解や偏見といった意識上の障壁など、ろう者は社会生活上の生きづらさを抱えている。

このような中、長崎県では、平成９年に長崎県福祉のまちづくり条例（平成９年長崎県条例第９号）を制定し、すべての県民が共に生きる豊かな地域社会の実現のため、障害者等について理解を深め、障害者等があらゆる分野の活動に主体的かつ自主的に参加できる福祉のまちづくりを推進している。

また、平成25年に、障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例（平成25年長崎県条例第25号）を制定し、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害の有無にかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に取り組んでいるところである。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及、手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識の下に、言語としての手話の認識の普及について、手話言語に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、障害者関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者を含むすべての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　手話言語　ろう者が、自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性の涵（かん）養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であるものをいう。

⑵　ろう者　聴覚障害者のうち、手話言語を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（基本理念）

第３条　ろう者を含むすべての県民が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

２　県は、市町と連携し、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

３　県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

（市町との連携）

第５条　県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び障害の特性に応じた意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、市町と連携を図るよう努めるものとする。

（県民の役割）

第６条　県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（障害者関係団体の役割）

第７条　障害者関係団体は、基本理念にのっとり、県民、事業者等の手話に対する理解を深めるために必要な啓発及び知識の普及に努めるものとする。

（事業者の役割）
第８条　事業者は、基本理念にのっとり、手話その他のろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

第２章　手話の普及

（計画の策定及び推進）
第９条　県は、法第11条第２項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関し必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。
２　県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、長崎県手話言語施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

（手話を獲得する機会の確保等）
第10条　県は、市町その他関係機関と連携し、聴覚障害のある人が乳幼児期からその家族等と共に手話に関する情報提供を受け、手話を獲得し、又は習得することができる機会の確保に努めるものとする。

（手話を学ぶ機会の確保等）
第11条　県は、市町その他関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。
２　県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、その職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

（手話を用いた情報発信等）
第12条　県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。
２　県は、災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話によりその安全を確保するために必要な情報を取得することができるよう、市町に対して情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（手話通訳を行う人材の育成）
第13条　県は、手話通訳を行う者の確保並びに能力及び資質の向上が図られるよう手話通訳を行う者の養成を実施するものとする。
２　県は、市町と連携して、ろう者が手話通訳を行う者の派遣等による意思疎通の支援を適切に受けることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

（学校における手話の普及）
第14条　聴覚障害者である幼児、児童又は生徒（以下「聴覚障害児等」という。）が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　聴覚障害児等が通学する学校の設置者は、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、手話に関する教育に係る相談及び支援に努めるものとする。

（事業者への支援）
第15条　県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために、事業者に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（ろう者及びろう者の団体による普及啓発）
第16条　ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めなければならない。

（財政上の措置）
第17条　県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第14号

長崎県婦人保護施設設置条例等の一部を改正する条例

（長崎県婦人保護施設設置条例の一部改正）

第１条　長崎県婦人保護施設設置条例（昭和33年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県女性自立支援施設設置条例 （設置） 第１条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）第12条第１項の規定に基づき、女性自立支援施設を設置する。 ２　女性自立支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称　　位置 長崎県立清和寮　長崎市 （委任） 第２条　この条例に定めるもののほか、女性自立支援施設について必要な事項は、知事が別に定める。	長崎県婦人保護施設設置条例 （設置） 第１条　売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定に基き、婦人保護施設を設置する。 ２　婦人保護施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称　　位置 長崎県立清和寮　長崎市 （委任） 第２条　この条例に定めるもののほか、婦人保護施設について必要な事項は、知事が定める。

（長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）
第２条　長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
長崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第１項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）第12条第１項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営について基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。 （基本方針） 第２条　女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。 （最低基準と女性自立支援施設） 第３条　女性自立支援施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。 （構造設備の一般原則） 第４条　女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 （非常災害対策） 第５条　女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第15条第４項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。 ２　女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。 （安全計画の策定等）	長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第１項の規定に基づき、売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設の設備及び運営について基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。 （基本方針） 第２条　婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。 （最低基準と婦人保護施設） 第３条　婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。 （婦人保護施設の一般原則） 第４条　婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 （非常災害対策） 第５条　婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的計画を策定し、定期的に職員及び入所者に周知しなければならない。 ２　婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

第６条　女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第15条第４項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	
（苦情への対応）	（苦情への対応）
第７条　女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。	第６条　婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
２　女性自立支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	２　婦人保護施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	
	（事故発生時の対応）
	第７条　婦人保護施設は、入所者の支援等に際し、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該入所者の家族等に連絡を行わなければならない。
	２　婦人保護施設は、前項の事故の状況及びその処置について記録し、適切に保管しなければならない。
（帳簿の整備）	（帳簿の整備）
第８条　女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。	第８条　婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。
（職員配置の基準）	（職員）
第９条　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第３号の職員を置かないことができる。	第９条　婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
⑴　施設長　１	
⑵　入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第１項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員　２以上	
⑶　栄養士又は調理員　１以上	
⑷　看護師又は心理療法担当職員　１以上	
⑸　事務員　１以上	
⑹　施設のその他の業務を行うために必要な職員　当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数	
２　女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りではない。	２　婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。
３　女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める施設の目的を達成するために必要な知識の習得、維持及び向上に努めなければならない。	３　婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、売春防止法に定める施設の目的を達成するために必要な知識の習得、維持及び向上に努めなければならない。
４　女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	４　婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（施設長の資格要件）

第10条　施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

⑴　社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に３年以上従事した者であること。

⑵及び⑶　略

（設備の基準）

第11条　女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴及び⑵　略

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

⑴～⒂　略

４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　入所者１人あたりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ　主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ　略

⑵及び⑶　略

⑷　食堂及び調理室　食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

⑸　その他の設備

ア及びイ　略

（居室の入所定員）

第12条　一の居室の定員は、原則１人とする。

２　女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を２人以上とすることができる。

（自立支援等）

第13条　女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

（施設長の資格要件）

第10条　施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

⑴　30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に３年以上従事したものであること。

⑵及び⑶　略

（設備）

第11条　婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は、準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴及び⑵　略

⑶　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

⑴～⒂　略

４　前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　居室　次のとおりとする。

ア　入所者１人あたりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

イ　主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ウ　略

⑵及び⑶　略

⑷　食堂及び調理室　食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

⑸　その他の設備　次のとおりとする。

ア及びイ　略

（居室の入所人員）

第12条　一の居室に入所させる人員は、原則として４人以下とする。

（自立の支援等）

第13条　婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

２　女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。	２　婦人保護施設は、前項の指導及び援助をするときは、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。
	３　婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について規程を定めなければならない。
３　女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。	４　婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。
４　女性自立支援施設は、入所者に同伴児童がある場合、その児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行い、児童の学習面や情緒等にも配慮したきめ細かな支援を行わなければならない。	５　婦人保護施設は、入所者に同伴児童がある場合、その児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行い、児童の学習面や情緒等にも配慮したきめ細かな支援を行わなければならない。
（食事の提供）	（給食）
第14条　食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	第14条　給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
２　略	２　略
３　栄養士を置かない女性自立支援施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。	３　栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。
（業務継続計画の策定等）	
第15条　女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
２　女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
３　女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
４　業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。	
（保健衛生）	（保健衛生）
第16条　女性自立支援施設は、入所者については、毎年２回以上定期に健康診断を行わなければならない。	第15条　婦人保護施設は、入所者については、毎年２回以上定期に健康診断を行わなければならない。
２　女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。	２　婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
３　女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。	３　婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
４　女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。	４　婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。
（給付金として支払を受けた金銭の管理）	（給付金として支払を受けた金銭の管理）
第17条　女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、	第16条　婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関

給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

⑴～⑷　略

（関係機関との連携）

第18条　女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第２条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第３条第１項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（秘密保持等）

第19条　女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（人権擁護、二次的被害防止の徹底）

第20条　女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、二次的被害の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該女性自立支援施設の職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第21条　女性自立支援施設は、自ら行う業務の質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図るよう努めるものとする。

（電磁的記録）

第22条　女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行う

する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

⑴～⑷　略

（関係機関との連携）

第17条　婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、教育委員会、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（秘密保持等）

第18条　婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（人権擁護、二次的被害防止の徹底）

第19条　婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、各人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、二次的被害の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当該婦人保護施設の職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第20条　婦人保護施設は、自ら行う業務の質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図るよう努めるものとする。

（電磁的記録）

第21条　婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことが

改正後	改正前
ことができる。 （委任） 第23条　略	できる。 （委任） 第22条　略

（長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部改正）

第３条　長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例（平成18年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

（設置）

第１条　略

２　センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。

区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1)　略 (2)　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）に基づく女性相談支援センター (3)～(5)　略	略
２　略				

改正前

（設置）

第１条　略

２　センターの名称、位置、機能及び所管区域については、次のとおりとする。

区分	名称	位置	機能	所管区域
1	長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市	(1)　略 (2)　売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づく婦人相談所 (3)～(5)　略	略
２　略				

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第15号

長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県工業技術センター条例（平成元年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第２（第９条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分		単位	金額
1	工鉱試験検査に係る材料の試験の実施	工鉱試験検査に係る材料試験手数料	(1)　強度試験		１試料 １試験	2,600円
			(2)　略			
			(3)　組織試験 ア　１類 イ　２類 ウ　３類		 １試料 １試験 同 同	 2,470円 3,840円 6,040円
２　略						
3	工鉱試験検査に係る化学試験の実	工鉱試験検査に係る化学試験手数	定量分析	(1)　金属鉱物類の分析試験	１試料 １試験	5,210円以上 6,000円以下
				(2)　食品の分析試験		

改正前

別表第２（第９条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分		単位	金額
1	工鉱試験検査に係る材料の試験の実施	工鉱試験検査に係る材料試験手数料	(1)　強度試験		１試料 １試験	1,660円
			(2)　略			
			(3)　組織試験 ア　１類 イ　２類 ウ　３類		 １試料 １試験 同 同	 2,380円 3,840円 6,040円
２　略						
3	工鉱試験検査に係る化学試験の実	工鉱試験検査に係る化学試験手数	定量分析	(1)　金属鉱物類の分析試験	１試料 １試験	5,200円以上 5,980円以下
				(2)　食品の分析試験		

	施	料	ア　普通	１試料 １試験	2,200円
			イ　精密	同	4,490円
			ウ　特殊	同	6,200円
			⑶　水質分析試験		
			ア　普通	１試料 １試験	1,620円以上 1,660円以下
			イ　複雑	同	3,090円以上 5,110円以下
			ウ　精密	同	4,610円以上 4,790円以下
			⑷　その他工業原料及び製品等の分析試験	１試料 １試験	7,700円
			定性分析	１試料 １試験	4,300円以上 7,700円以下
4	工鉱試験検査に係るデザインの調整の実施	工鉱試験検査に係るデザインの調整手数料	⑴　デザインの調整	１件	１時間以内の場合にあっては4,090円、１時間を超える場合にあっては30分経過するごと（30分未満の場合は30分とみなす。）に2,260円を加算した額
			⑵　３Ｄデジタイジング	１件30分	3,300円
			⑶　点群からのモデリング	１件30分	2,400円
			⑷　三次元測定機プログラム	１件30分	3,940円
			⑸　表面形状測定プログラム	１件30分	3,260円
			⑹　連成解析	１件30分	4,800円
5　略					

備考　略

	施	料	ア　普通	１試料 １試験	2,190円
			イ　精密	同	4,400円
			ウ　特殊	同	6,200円
			⑶　水質分析試験		
			ア　普通	１試料 １試験	1,610円以上 1,650円以下
			イ　複雑	同	3,090円以上 5,110円以下
			ウ　精密	同	4,600円以上 4,780円以下
			⑷　その他工業原料及び製品等の分析試験	１試料 １試験	7,690円
			定性分析	１試料 １試験	4,290円以上 7,690円以下
4	工鉱試験検査に係るデザインの調整の実施	工鉱試験検査に係るデザインの調整手数料		１件	１時間以内の場合にあっては3,940円、１時間を超える場合にあっては30分経過するごと（30分未満の場合は30分とみなす。）に2,170円を加算した額
5　略					

備考　略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第16号

長崎県窯業技術センター条例の一部を改正する条例

長崎県窯業技術センター条例（平成３年長崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第２（第９条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>事務の名称</th><th>手数料の名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">センターにおける試験等の実施</td><td rowspan="6">窯業技術センター試験等手数料</td><td>耐火度</td><td>１件</td><td>2,300円</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>定性分析</td><td>１試料</td><td>4,180円</td></tr>
<tr><td>定量分析</td><td>１成分</td><td>2,910円</td></tr>
<tr><td>応用試験</td><td>１件</td><td>760円以上
8,410円以下</td></tr>
<tr><td>加工調整</td><td>１件</td><td>1,190円以上
25,590円以下</td></tr>
<tr><td colspan="6">２　略</td></tr>
</table>
備考　略
</td><td>
別表第２（第９条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>事務の名称</th><th>手数料の名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">センターにおける試験等の実施</td><td rowspan="6">窯業技術センター試験等手数料</td><td>耐火度</td><td>１件</td><td>2,280円</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>定性分析</td><td>１試料</td><td>4,030円</td></tr>
<tr><td>定量分析</td><td>１成分</td><td>2,720円</td></tr>
<tr><td>応用試験</td><td>１件</td><td>760円以上
7,880円以下</td></tr>
<tr><td>加工調整</td><td>１件</td><td>1,180円以上
25,530円以下</td></tr>
<tr><td colspan="6">２　略</td></tr>
</table>
備考　略
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第17号

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（目的）
第１条　この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、漁港の維持管理を適正にし、もって県民生活の安定及び地域経済の発展に寄与するとともに、漁港の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。
（土砂採取料等）
第15条　法第39条第１項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第４項に規定する認定計画実施者（法第44条第１項に規定する認定計画において法第42条第２項第２号及び第３号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第１項各号に掲げる事項を定めた者に限る。以下「認定計画実施者」という。）は、それぞれ別表第４又は別表第５により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を知事の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第５により算
</td><td>
（目的）
第１条　この条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、漁港の維持管理を適正にし、もって県民生活の安定及び地域経済の発展に寄与するとともに、漁港の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。
（土砂採取料等）
第15条　法第39条第１項の規定による土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、それぞれ別表第４又は別表第５により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を知事の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法（昭和63年法律第108号）第６条第１項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第５により算出した額とする。
</td></tr>
</table>

改正後	改正前
出した額とする。	
２　略	２　略
別表第４（第15条関係）	別表第４（第15条関係）
土砂採取料（法第39条第１項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る土砂採取料）	土砂採取料（法第39条第１項の規定による許可に係る土砂採取料）
略	略
別表第５（第15条関係）	別表第５（第15条関係）
占用料（法第39条第１項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る占用料）	占用料（法第39条第１項の規定による許可に係る占用料）
略	略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第18号

長崎県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長崎県道路占用料徴収条例（昭和43年長崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			第３級地	第４級地	第５級地
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	670	620	600
	第２種電柱		1,000	950	920
	第３種電柱		1,400	1,300	1,200
	第１種電話柱		600	550	540
	第２種電話柱		960	880	860
	第３種電話柱		1,300	1,200	1,200
	その他の柱類		60	55	54
	略				
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	590	540	530
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	360	330	320
	略	１個につき１年	略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		510	460	450
	広告塔	表示面積１平方メートルに	2,200	830	550

改正前

別表（第２条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			第３級地	第４級地	第５級地
法第32条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	１本につき１年	690	630	610
	第２種電柱		1,100	970	940
	第３種電柱		1,400	1,300	1,300
	第１種電話柱		620	560	550
	第２種電話柱		990	900	880
	第３種電話柱		1,400	1,200	1,200
	その他の柱類		62	56	55
	略				
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	600	550	540
	地下に設ける変圧器	占用面積１平方メートルにつき１年	370	340	330
	略	１個につき１年	略		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	470	460
	広告塔	表示面積１平方メートルに	2,200	900	590

			つき１年			
	略					
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	25	23	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			36	33	32
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			54	50	48
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			72	66	64
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	99	97
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			140	130	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250	230	230
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの			360	330	320
	外径が１メートル以上のもの			720	660	640
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	略				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	１本につき１年	960	880	860
		その他のもの　上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	600	550	540
		その他のもの　地下に設けるもの		360	330	320
	略					
略			占用面積１平方メートルにつき１年	略		
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに0.004を乗じて得た額		
		階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額		
		階数が３以上のもの		Ａに0.007を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			1,100	420	270
	地下に設ける通路			660	250	160
	略			略		
法第32条第１	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設		占用面積１平	22	8	5

			つき１年			
	略					
法第32条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	26	24	23
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			37	34	33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			55	51	49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			74	68	66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	100	99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150	140	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260	240	230
	外径が0.7メートル以上１メートル未満のもの			370	340	330
	外径が１メートル以上のもの			740	680	660
法第32条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	略				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	１本につき１年	990	900	880
		その他のもの　上空に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	620	560	550
		その他のもの　地下に設けるもの		370	340	330
	略					
略			占用面積１平方メートルにつき１年	略		
法第32条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに0.005を乗じて得た額		
		階数が２のもの		Ａに0.008を乗じて得た額		
		階数が３以上のもの		Ａに0.01を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			1,100	450	300
	地下に設ける通路			670	270	180
	略			略		
法第32条第１	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設		占用面積１平	22	9	6

項第６号に掲げる施設	けるもの		方メートルにつき１日			
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	220	83	55
令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	220	83	55
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	2,200	830	550
	標識		１本につき１年	960	880	860
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	22	8	5
		その他のもの	１本につき１月	220	83	55
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	22	8	5
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	220	83	55
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	2,200	830	550
		その他のもの		1,100	420	270
略			占用面積１平方メートルに	略		
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.031を乗じて得た額		

項第６号に掲げる施設	けるもの		方メートルにつき１日			
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	220	90	59
令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	220	90	59
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	2,200	900	590
	標識		１本につき１年	990	900	880
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	22	9	6
		その他のもの	１本につき１月	220	90	59
	幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１日	22	9	6
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１月	220	90	59
	アーチ	車道を横断するもの	１基につき１月	2,200	900	590
		その他のもの		1,100	450	300
略			占用面積１平方メートルに	略		
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.033を乗じて得た額		

		つき１年			
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	220	83	55
略			略		
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額		
令第７条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動		Aに0.015を乗	Aに0.019を乗	Aに0.022を乗

		つき１年			
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料		占用面積１平方メートルにつき１月	220	90	59
略			略		
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積１平方メートルにつき１年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第７条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第７条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第７条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額		
令第７条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動		Aに0.016を乗	Aに0.019を乗	Aに0.023を乗

	車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		じて得た額	じて得た額	じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.022を乗じて得た額		
	その他のもの		Ａに0.031を乗じて得た額		
令第７条第14号に掲げる施設			Ａに0.031を乗じて得た額		

備考

１～８　略

９　占用料の額が年額が定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。ただし、令第７条第９号に掲げる施設のうち、高架の道路の路面下に設ける物件の占用料の額は占用の期間にかかわらず日割をもって計算し、日割の額は年額を365で除して得た額とする。

	車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		じて得た額	じて得た額	じて得た額
	上空に設けるもの		Ａに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Ａに0.033を乗じて得た額		

備考

１～８　略

９　占用料の額が年額が定められている占用物件に係る占用の期間が１年未満であるとき、又はその期間に１年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、１月未満の端数があるときは１月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは１月として計算するものとする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第19号

長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

（長崎県建築基準条例の一部改正）

第１条　長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（共同住宅等の内装） 第７条　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたもの（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）を除く。以下この節において「共同住宅等」という。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下この章において「木造等」という。）である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを準不燃材料でしなければならない。	（共同住宅等の内装） 第７条　共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。以下この節において「共同住宅等」という。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下この章において「木造等」という。）である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを準不燃材料でしなければならない。
（共同住宅等の出入口） 第８条　共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路、法第43条第２項第１号の規定による認定に係る道、同項第２号の規定による許可に係る空地又は第21条若しくは第22条の規定による承認に係る空地をいう。以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住	（共同住宅等の出入口） 第８条　共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路、法第43条第２項第１号の規定による認定に係る道、同項第２号の規定による許可に係る空地又は第21条若しくは第22条の規定による承認に係る空地をいう。以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住

宅等で、周囲の状況により安全上支障がない場合については、この限りでない。

⑴　耐火建築物、準耐火建築物又は地階を除く階数が３かつ延べ面積が500平方メートル以下で、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第４第１号イの構造方法に適合する建築物

⑵　略

（長屋）

第９条　長屋で、次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を木造等（準耐火構造（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）を除く。以下この節において同じ。）としてはならない。

⑴　略

⑵　３階以上の階を長屋の用途に供するもの（地階を除く階数が３かつ延べ面積が500平方メートル以下で、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第４第１号イの構造方法に適合するものを除く。）

２及び３　略

（ボイラー室の構造）

第10条　法別表第１（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用する室（発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次に定めるところによらなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第19項に規定する特定防火設備で区画すること。

（他の用途部分との区画）

第19条　建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、その用途に供する建築物の部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

⑴　政令第112条第18項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画すること。

⑵及び⑶　略

（物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係）

第23条　略

２　略

３　主要構造部が準耐火構造の建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は不燃材料で造られた建築物は、高さ３メートル以上の部分を前項の空地内に突き出して建築することができる。

（建築物の特定主要構造部に関する制限の特例）

第26条の４　政令第108条の４第１項第１号又は第２号に規定する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第７条、第９条第１項、第10条第３号、第15条、第18条、第19条第１号、第23条第３項、第24条第３項、第25条第３項及び第26条の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

２　特定主要構造部が政令第108条の４第１項第１号に該

宅等で、周囲の状況により安全上支障がない場合については、この限りでない。

⑴　耐火建築物、準耐火建築物又は政令第136条の２各号の技術的基準に適合する建築物

⑵　略

（長屋）

第９条　長屋で、次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を木造等（準耐火構造を除く。以下この節において同じ。）としてはならない。

⑴　略

⑵　３階以上の階を長屋の用途に供するもの（地階を除く階数が３であって政令第136条の２各号の技術的基準に適合するものを除く。）

２及び３　略

（ボイラー室の構造）

第10条　法別表第１（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用する室（発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。）の構造は、次に定めるところによらなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第18項に規定する特定防火設備で区画すること。

（他の用途部分との区画）

第19条　建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、その用途に供する建築物の部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

⑴　政令第112条第17項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画すること。

⑵及び⑶　略

（物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係）

第23条　略

２　略

３　主要構造部が準耐火構造の建築物又は不燃材料で造られた建築物は、高さ３メートル以上の部分を前項の空地内に突き出して建築することができる

当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び同項第２号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。）に対する第10条第３号及び第19条第１号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は政令第112条第１項に規定する特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。 （階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外） 第26条の５　略	（階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外） 第26条の４　略

（長崎県建築関係手数料条例の一部改正）

第２条　長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第１（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
4	建築基準法第７条第１項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（５の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	⑴及び⑵　略 ⑶　⑴以外のもので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア　200平方メートルを超え500平方メートル以内	１件	38,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、36,000円）

改正前

別表第１（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
4	建築基準法第７条第１項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（５の項に掲げるものを除く。）	完了検査申請又は完了検査通知手数料	⑴及び⑵　略 ⑶　⑴以外のもので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第１項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。 ア　200平方メートルを超え500平方メートル以内	１件	38,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、36,000円）

			イ　500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	63,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、62,000円）
			ウ　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	88,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、83,000円）
			エ　2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	211,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、194,000円）
			オ　10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	同	308,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、300,000円）
			カ　50,000平方メートルを超えるもの	同	539,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、529,000円）
５～37の６　略					
37の7	建築基準法施行令第137条の12第６項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関		１件	27,000円

			イ　500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	63,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、62,000円）
			ウ　1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	88,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、83,000円）
			エ　2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	同	211,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、194,000円）
			オ　10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	同	308,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、300,000円）
			カ　50,000平方メートルを超えるもの	同	539,000円（ただし、中間検査をしたものにあっては、529,000円）
５～37の６　略					

	模の模様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	する規定の適用除外に係る認定申請手数料			
37の8	建築基準法施行令第137条の12第７項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する道路内の建築制限の適用除外に係る認定申請手数料		１件	27,000円
37の9	建築基準法施行令第137条の16第２号の規定に基づく既存建築物の移転に対する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の適用除外に係る認定申請手数料		１件	27,000円
38～68の２　略					
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項におい		

38～68の２　略					
69	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項及び次項におい		

		84号。以下この項において「法」という。）第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第２項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査		て同じ。）の場合 ア　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの	１件	33,000円			84号。以下この項において「法」という。）第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第54条第２項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査		て同じ。）の場合 ア　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。）、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は指定確認検査機関（建築基準法第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関をいう。）が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）の提出がないもので評価手法が性能基準であるもの	１件	33,000円

			イ及びウ　略	略	略
			(2)～(4)　略		
70及び71　略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第１項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第２項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)　評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア　工場、倉庫等 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 (ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 (ｷ)　25,000平方メートル以上 イ　工場、倉庫等以外 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上	1件 同 同 同 同 同 同 同 同	16,000円 23,000円 33,000円 84,000円 127,000円 158,000円 196,000円 77,000円 98,000円

			イ及びウ　略	略	略
			(2)～(4)　略		
70及び71　略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第１項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第２項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1)　評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア　工場、倉庫等 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 (ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 (ｷ)　25,000平方メートル以上 イ　工場、倉庫等以外 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上	1件 同 同 同 同 同 同 同 同	16,000円 23,000円 33,000円 84,000円 127,000円 158,000円 196,000円 77,000円 98,000円

				1,000平方メートル未満		
				㈾　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
				㈿　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
				㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円
				㈹　25,000平方メートル以上	同	386,000円
				⑵　評価手法が標準入力法の場合 ア　工場、倉庫等		
				㈠　300平方メートル未満	１件	20,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メート	同	90,000円

				1,000平方メートル未満		
				㈾　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
				㈿　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
				㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円
				㈹　25,000平方メートル以上	同	386,000円
				⑵　評価手法が標　準入力法の場合 ア　工場、倉庫等		
				㈠　300平方メートル未満	１件	20,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メート	同	90,000円

			ル未満		
			㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円
			㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	165,000円
			㈸　25,000平方メートル以上	同	204,000円
			イ　工場、倉庫等以外		
			㈠　300平方メートル未満	同	202,000円
			㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円
			㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
			㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
			㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
			㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
			㈦　25,000平方メートル以上	同	774,000円
73	建築物の	計画変更	(1)　評価手法が		

			ル未満		
			㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円
			㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	165,000円
			㈸　25,000平方メートル以上	同	204,000円
			イ　工場、倉庫等以外		
			㈠　300平方メートル未満	同	202,000円
			㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円
			㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
			㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
			㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
			㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
			㈦　25,000平方メートル以上	同	774,000円
73	建築物の	計画変更	(1)　評価手法が		

		エネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第２項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第３項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア　工場、倉庫等 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 (ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 (ｷ)　25,000平方メートル以上 イ　工場、倉庫等以外 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メー	 1件 同 同 同 同 同 同 同 同	 8,000円 11,500円 16,500円 42,000円 63,500円 79,000円 98,000円 38,500円 49,000円 64,500円

		エネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第12条第２項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第３項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア　工場、倉庫等 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満 (ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 (ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 (ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 (ｷ)　25,000平方メートル以上 イ　工場、倉庫等以外 (ｱ)　300平方メートル未満 (ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満 (ｳ)　1,000平方メー	 1件 同 同 同 同 同 同 同 同	 8,000円 11,500円 16,500円 42,000円 63,500円 79,000円 98,000円 38,500円 49,000円 64,500円

				トル以上2,000平方メートル未満		
				㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円
				㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	164,500円
				㈹　25,000平方メートル以上	同	193,000円
				⑵　評価手法が標準入力法の場合 ア　工場、倉庫等		
				㈠　300平方メートル未満	１件	10,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	13,500円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	19,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平	同	66,500円

				トル以上2,000平方メートル未満		
				㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円
				㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	164,500円
				㈹　25,000平方メートル以上	同	193,000円
				⑵　評価手法が標準入力法の場合 ア　工場、倉庫等		
				㈠　300平方メートル未満	１件	10,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	13,500円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	19,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平	同	66,500円

				方メートル未満	
				㈮　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同　82,500円
				㈭　25,000平方メートル以上	同　102,000円
				イ　工場、倉庫等以外	
				㈠　300平方メートル未満	同　101,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同　126,500円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同　163,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同　233,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同　287,000円
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同　339,500円
				㈦　25,000平方メートル以上	同　387,000円
74	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項から76の項まで		

				方メートル未満	
				㈮　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同　82,500円
				㈭　25,000平方メートル以上	同　102,000円
				イ　工場、倉庫等以外	
				㈠　300平方メートル未満	同　101,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同　126,500円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同　163,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同　233,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同　287,000円
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同　339,500円
				㈦　25,000平方メートル以上	同　387,000円
74	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項から76の項まで		

		以下この項において「法」という。）第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第２項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査		において同じ。）の場合 ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」という。）の写しの添付があるもの					下この項において「法」という。）第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第２項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。）に対する審査		において同じ。）の場合 ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項から76の項までにおいて「適合証」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項及び75の項において「評価書」という。）の写しの添付があるもの		
				㈠　200平方メートル未満	１件	4,000円						㈠　200平方メートル未満	１件	4,000円			
				㈡　200平方メートル以上	同	4,000円						㈡　200平方メートル以上	同	4,000円			
				イ　適合証又								イ　適合証又					

				は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	30,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	33,000円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	15,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	16,000円
				⑵　共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	39,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	71,000円

				は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	30,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	33,000円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	15,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	16,000円
				⑵　共同住宅等（一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から76の項までにおいて同じ。）の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	39,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	71,000円

				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	61,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	102,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	174,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	249,000円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	29,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	138,000円
				(3)　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方		

				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	61,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	102,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	174,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	249,000円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	29,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	138,000円
				(3)　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方		

				法の場合								法の場合			
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの								ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの			
				㈠　300平方メートル未満	1件	8,000円						㈠　300平方メートル未満	1件	8,000円	
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円						㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円	
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円						㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円	
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円						㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円	
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円						㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円	
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円						㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円	
				㈦　25,000平方メートル以上	同	178,000円						㈦　25,000平方メートル以上	同	178,000円	
				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの								イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの			
				㈠　300平方メートル未満	同	77,000円						㈠　300平方メートル未満	同	77,000円	
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円						㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円	
				㈢　1,000	同	129,000円						㈢　1,000	同	129,000円	

				平方メートル以上2,000平方メートル未満										平方メートル以上2,000平方メートル未満					
				㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円								㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円			
				㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円								㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円			
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円								㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円			
				㈱　25,000平方メートル以上	同	386,000円								㈱　25,000平方メートル以上	同	386,000円			
				⑷　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの										⑷　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの					
				㈠　300平方メートル未満	1件	8,000円								㈠　300平方メートル未満	1件	8,000円			
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円								㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円			
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円								㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円			
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メート	同	71,000円								㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メート	同	71,000円			

				ル未満								ル未満			
				㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円						㈶　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円	
				㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円						㈷　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円	
				㈸　25,000平方メートル以上	同	178,000円						㈸　25,000平方メートル以上	同	178,000円	
				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの								イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの			
				㈠　300平方メートル未満	同	202,000円						㈠　300平方メートル未満	同	202,000円	
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円						㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円	
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円						㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円	
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円						㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円	
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円						㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円						㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円	
				㈦　25,000平方メー	同	774,000円						㈦　25,000平方メー	同	774,000円	

			トル以上 (5)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第３項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		１件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
75	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第２項の規定に基づく審査の申出	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ア)　200平方メートル未満 (イ)　200平方メートル以上 イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの (ア)　200平方メートル未満 (イ)　200平方メートル以上 ウ　適合証又は評価書の	１件 同 同 同	2,000円 2,000円 15,000円 16,500円

			トル以上 (5)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第３項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		１件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第36条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（当該申請に併せて、法第35条第２項の規定に基づく審査の申出を	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの (ア)　200平方メートル未満 (イ)　200平方メートル以上 イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの (ア)　200平方メートル未満 (イ)　200平方メートル以上 ウ　適合証又は評価書の	１件 同 同 同	2,000円 2,000円 15,000円 16,500円

		を行う場合を除く。）に対する審査		写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの					行う場合を除く。）に対する審査		写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	7,500円					㈠　200平方メートル未満	同	7,500円
				㈡　200平方メートル以上	同	8,000円					㈡　200平方メートル以上	同	8,000円
				⑵　共同住宅等の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの							⑵　共同住宅等の場合 ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	4,000円					㈠　300平方メートル未満	１件	4,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	8,500円					㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	8,500円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	19,500円					㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	19,500円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	35,500円					㈣　5,000平方メートル以上	同	35,500円
				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの							イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が性能基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	30,500円					㈠　300平方メートル未満	同	30,500円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	51,000円					㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	51,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平	同	87,000円					㈢　2,000平方メートル以上5,000平	同	87,000円

				方メートル未満		
				㈣　5,000平方メートル以上	同	124,500円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	14,500円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	69,000円
				⑶　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	4,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円

				方メートル未満		
				㈣　5,000平方メートル以上	同	124,500円
				ウ　適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	14,500円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	69,000円
				⑶　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	4,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円

						㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円								㈾　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円	
						㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円								㈿　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円	
						㈶　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円								㈶　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円	
						㈷　25,000平方メートル以上	同	89,000円								㈷　25,000平方メートル以上	同	89,000円	
						イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの										イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの			
						㈠　300平方メートル未満	同	38,500円								㈠　300平方メートル未満	同	38,500円	
						㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円								㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円	
						㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	64,500円								㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	64,500円	
						㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円								㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	104,500円	
						㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円								㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	136,500円	
						㈥　10,000平方メートル以上	同	164,500円								㈥　10,000平方メートル以上	同	164,500円	

				25,000平方メートル未満		
				㈾　25,000平方メートル以上	同	193,000円
				(4)　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				(ｱ)　300平方メートル未満	１件	4,000円
				(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円
				(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円
				(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円
				(ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円
				(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円
				(ｷ)　25,000平方メートル以上	同	89,000円
				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの		

				25,000平方メートル未満		
				㈾　25,000平方メートル以上	同	193,000円
				(4)　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合		
				ア　適合証又は評価書の写しの添付があるもの		
				(ｱ)　300平方メートル未満	１件	4,000円
				(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	7,000円
				(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	11,500円
				(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	35,500円
				(ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円
				(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円
				(ｷ)　25,000平方メートル以上	同	89,000円
				イ　適合証又は評価書の写しの添付がないもの		

(ｱ)　300平方メートル未満	同	101,000円
(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円
(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	163,000円
(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(ｷ)　25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
(6)　前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	１件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分

(ｱ)　300平方メートル未満	同	101,000円
(ｲ)　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円
(ｳ)　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	163,000円
(ｴ)　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(ｵ)　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(ｶ)　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(ｷ)　25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
(6)　前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	１件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分

					に応じた額を合算した額
76	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア　適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下同じ。）の添付があるもの		
			(ア)　200平方メートル未満	１件	4,000円
			(イ)　200平方メートル以上	同	4,000円

					に応じた額を合算した額
76	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第41条第１項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1)　一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア　適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）の写し、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下同じ。）の添付があるもの		
			(ア)　200平方メートル未満	１件	4,000円
			(イ)　200平方メートル以上	同	4,000円

				イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	30,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	33,000円
				⑵　共同住宅等で評価手法が性能基準の場合		
				ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	39,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	71,000円
				イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	61,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	102,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	174,000円

				イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
				㈠　200平方メートル未満	同	30,000円
				㈡　200平方メートル以上	同	33,000円
				⑵　共同住宅等で評価手法が性能基準の場合		
				ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	39,000円
				㈣　5,000平方メートル以上	同	71,000円
				イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
				㈠　300平方メートル未満	同	61,000円
				㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	102,000円
				㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	174,000円

(エ) 5,000平方メートル以上	同	249,000円	
(3) 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 200平方メートル未満	1件	4,000円	
(イ) 200平方メートル以上	同	4,000円	
イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの			
(ア) 200平方メートル未満	同	15,000円	
(イ) 200平方メートル以上	同	16,000円	
(4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円	
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円	
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平	同	39,000円	

(エ) 5,000平方メートル以上	同	249,000円	
(3) 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 200平方メートル未満	1件	4,000円	
(イ) 200平方メートル以上	同	4,000円	
イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの			
(ア) 200平方メートル未満	同	15,000円	
(イ) 200平方メートル以上	同	16,000円	
(4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円	
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	17,000円	
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平	同	39,000円	

方メートル未満		
㈾　5,000平方メートル以上	同	71,000円
イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
㈠　300平方メートル未満	同	29,000円
㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
㈣　5,000平方メートル以上	同	138,000円
(5)　一戸建て住宅又は共同住宅等で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
(6)　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
㈡　300平方メートル以上1,000平方メート	同	14,000円

方メートル未満		
㈾　5,000平方メートル以上	同	71,000円
イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの		
㈠　300平方メートル未満	同	29,000円
㈡　300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
㈢　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
㈣　5,000平方メートル以上	同	138,000円
(5)　一戸建て住宅又は共同住宅等で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合	１件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
(6)　住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合		
ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
㈡　300平方メートル以上1,000平方メート	同	14,000円

				ル未満								ル未満			
				㈠ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円						㈠ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円	
				㈡ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円						㈡ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円	
				㈢ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円						㈢ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円	
				㈣ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円						㈣ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円	
				㈤ 25,000平方メートル以上	同	178,000円						㈤ 25,000平方メートル以上	同	178,000円	
				イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの								イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの			
				㈠ 300平方メートル未満	同	77,000円						㈠ 300平方メートル未満	同	77,000円	
				㈡ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円						㈡ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円	
				㈢ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円						㈢ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円	
				㈣ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円						㈣ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円	
				㈤ 5,000平方メー	同	273,000円						㈤ 5,000平方メー	同	273,000円	

				トル以上10,000平方メートル未満		
				㈮　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円
				㈯　25,000平方メートル以上	同	386,000円
				(7)　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円

				トル以上10,000平方メートル未満		
				㈮　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円
				㈯　25,000平方メートル以上	同	386,000円
				(7)　住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア　適合証又は検査済証等の添付があるもの		
				㈠　300平方メートル未満	１件	8,000円
				㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
				㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
				㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
				㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
				㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円

			㈾　25,000平方メートル以上 イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの	同	178,000円
			㈠　300平方メートル未満	同	202,000円
			㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円
			㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
			㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
			㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
			㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
			㈦　25,000平方メートル以上	同	774,000円
			(8)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)から(5)までの規定による金額に(6)又は(7)の規定による金額を加算した額

備考

１～６　略

			㈾　25,000平方メートル以上 イ　適合証又は検査済証等の添付がないもの	同	178,000円
			㈠　300平方メートル未満	同	202,000円
			㈡　300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円
			㈢　1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
			㈣　2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円
			㈤　5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円
			㈥　10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
			㈦　25,000平方メートル以上	同	774,000円
			(8)　住宅と住宅以外の部分の複合建築物	１件	(1)から(5)までの規定による金額に(6)又は(7)の規定による金額を加算した額

備考

１～６　略

７　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（次項において「法」という。）第35条第２項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ１の項の⑵に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ１の項の⑴に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、２の２の項又は２の３の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。 ８及び９　略	７　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「法」という。）第35条第２項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ１の項の⑵に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ１の項の⑴に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、２の２の項又は２の３の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。 ８及び９　略

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県証紙条例の廃止及び長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第20号

長崎県証紙条例の廃止及び長崎県税条例の一部を改正する条例

（長崎県証紙条例の廃止）

第１条　長崎県証紙条例（昭和41年長崎県条例第33号）は、廃止する。

（長崎県税条例の一部改正）

第２条　長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（環境性能割の納付の方法） 第60条　環境性能割の納税義務者は、環境性能割を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、省令で定める申告書又は規則で定める修正申告書に証紙を貼ることに代えて証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による納税証紙印の表示を受けなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、証紙に代えて、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付することができる。 （自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法） 第65条　知事は、法第159条の規定により環境性能割を申告納付の方法によって、又は法第177条の11第３項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された第60条に規定する申告書若しくは修正申告書又は前条第１項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき環境性能割又は種別割の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。 ２　前項の納税証紙印の表示は、知事の指定する自動車税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が行うものとする。この場合において、売りさば	（環境性能割の納付の方法） 第60条　環境性能割の納税義務者は、環境性能割を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、省令で定める申告書又は規則で定める修正申告書に<u>県が発行する</u>証紙を貼ることに代えて証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による納税証紙印の表示を受けなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、証紙に代えて、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付することができる。 （自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法） 第65条　知事は、法第159条の規定により環境性能割を申告納付の方法によって、又は法第177条の11第３項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された第60条に規定する申告書若しくは修正申告書又は前条第１項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に<u>県が発行する</u>証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき環境性能割又は種別割の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。 ２　前項の納税証紙印の表示は、知事の指定する自動車税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が行うものとする。この場合において、売りさば

き人が収納計器により申告書等に納税証紙印の表示を行ったときは、証紙を売りさばいたものとみなす。	き人が収納計器により申告書等に納税証紙印の表示を行ったときは、県が発行する証紙を売りさばいたものとみなす。
３　知事は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。	３　長崎県証紙条例（昭和41年長崎県条例第33号）第４条及び同条例第５条第３項の規定は、収納計器による自動車税の徴収及び売りさばき人の指定等について準用する。
（狩猟税の証紙徴収の手続） 第93条の４　狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受けるときに、知事の定める書面に前条の証紙（以下この条において「証紙」という。）を貼付しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後、納税済印を受けることによって、証紙の貼付に代えることができる。	（狩猟税の証紙徴収の手続） 第93条の４　狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受けるときに、知事の定める書面に前条の証紙を貼付しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後、納税済印を受けることによって、証紙の貼付に代えることができる。
２　前項に規定する証紙の貼付は、知事の指定する狩猟税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が証紙の売りさばきと合わせて行うことができる。	２　長崎県証紙条例第４条から第７条までの規定は、狩猟税を証紙徴収の方法により徴収する場合について準用する。この場合において、同条例第４条中「第２条の規定により歳入を徴収したときは」とあるのは「長崎県税条例第93条の２の規定により狩猟税を徴収したときは」と、同条例第７条第１号中「第３条の規定による」とあるのは「長崎県税条例第93条の３で定める」と読み替えるものとする。
３　知事は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。 ４　消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年１月１日から施行する。

（長崎県証紙条例の廃止に伴う経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の長崎県証紙条例第５条第１項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和７年３月31日までの間は、なお従前の例により手数料を徴収することができる。

３　証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、施行日から令和11年12月31日までの間、これを知事に返還して、券面金額の合計金額の還付を受けることができる。

４　売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙及び売りさばき人証を施行日以後、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、令和11年12月31日までに当該返還をした者に対し、返還した証紙の券面金額の総額から施行日における取扱手数料に相当する金額を差し引いた金額を還付するものとする。

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第21号

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県営交通事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の手当） 第18条　第２条第３項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲	（会計年度任用職員の手当） 第18条　第２条第３項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲

げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
２　フルタイム会計年度任用職員には、第４条、第６条、第６条の３、第８条の２、第８条の３、第12条の２及び第14条の２の規定は、適用しない。	２　フルタイム会計年度任用職員には、第４条、第６条、第６条の３、第８条の２、第８条の３、第12条の２、第14条及び第14条の２の規定は、適用しない。
第19条　第２条第３項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。	第19条　第２条第３項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。
２　パートタイム会計年度任用職員には、第４条から第６条まで、第６条の３、第８条の２、第８条の３、第12条の２、第14条の２及び第15条の規定は、適用しない。	２　パートタイム会計年度任用職員には、第４条から第６条まで、第６条の３、第８条の２、第８条の３、第12条の２及び第14条から第15条までの規定は、適用しない。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第22号

長崎県公立学校情報機器整備基金条例

（基金の設置）

第１条　県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、長崎県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

（基金の管理）

第３条　基金に属する現金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第４条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法等を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第６条　基金は、第１条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第１条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年６月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

３　この条例の失効の際、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとす

る。

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第23号

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正）

第１条　市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和32年長崎県条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第１項の規定に基づき、市町村立学校県費負担教職員の定数を定めるものとする。 （定数） 第２条　市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、9,057人とする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第41条第１項の規定に基き、市町村立学校県費負担教職員の定数を定めるものとする。 （定数） 第２条　市町村立学校県費負担教職員（以下「教職員」という。）の定数は、9,164人とする。

（県立学校職員定数条例の一部改正）

第２条　県立学校職員定数条例（昭和32年長崎県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第３項の規定に基づき、県立学校の職員の定数を定めるものとする。 （定数） 第３条　職員の定数は、次のとおりとする。 (1)　中学校及び高等学校の職員　2,797人 (2)　特別支援学校の職員　1,280人	（趣旨） 第１条　この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第３項の規定に基き、県立学校の職員の定数を定めるものとする。 （定数） 第３条　職員の定数は、次のとおりとする。 (1)　中学校及び高等学校の職員　2,799人 (2)　特別支援学校の職員　1,259人

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第24号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（手数料の種別及び金額） 第２条　前条の規定による手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　略 (5)　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事務	（手数料の種別及び金額） 第２条　前条の規定による手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)　略 (5)　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に関する事務　別表第５ (6)　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関する事務

別表第５

(6)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）に関する事務　別表第６

(7)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する事務　別表第７

(8)　道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事務　別表第８

(9)　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事務　別表第９

(10)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事務　別表第10

(11)　その他の事務　別表第11

（指定機関に納める手数料）

第３条　公安委員会が別表第12の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる指定機関に行わせることとした場合は、当該事務について前条に規定する金額の手数料を当該指定機関に納めるものとする。

２　略

別表第４　警備業法関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１　略					
２	法第７条第１項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料		１件	23,000円
３～16　略					

別表第６

(7)　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）に関する事務　別表第７

(8)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に関する事務　別表第８

(9)　道路交通法（昭和35年法律第105号）に関する事務　別表第９

(10)　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事務　別表第10

(11)　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関する事務　別表第11

(12)　その他の事務　別表第12

（指定機関に納める手数料）

第３条　公安委員会が別表第13の左欄に掲げる事務を同表の右欄に掲げる指定機関に行わせることとした場合は、当該事務について前条に規定する金額の手数料を当該指定機関に納めるものとする。

２　略

別表第４　警備業法関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１　略					
２	法第５条第５項の規定に基づく警備業認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料		１件	2,000円
３	法第７条第１項の規定に基づく警備業認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料		１件	23,000円
４	法第11条第３項の規定に基づく警備業認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料		１件	2,200円
５～18　略					

別表第５　探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１	探偵業の業務の適正化に関する法律第４条第３項の規定に基づく書面の交付に関する事務	探偵業新規届出証明書交付手数料		１件	3,600円
		探偵業変更届出証明書交付手数料		１件	1,600円
		探偵業届出証明書再交		１件	1,100円

別表第５　略

別表第６　銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～５　略					
6	法第５条の５第１項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料		１人	14,000円
７～17　略					

別表第７～別表第９　略

別表第10　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第４条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料		１件	12,000円

別表第11及び別表第12　略

付手数料

別表第６　略

別表第７　銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１～５　略					
6	法第５条の５第１項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	技能講習手数料		１人	12,700円
７～17　略					

別表第８～別表第10　略

別表第11　自動車運転代行業認定等に関する手数料（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下この表において「法」という。）第４条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料		１件	12,000円
2	法第５条第５項の規定に基づく認定証の再交付	自動車運転代行業認定証再交付手数料		１件	1,700円
3	法第８条第３項の規定に基づく認定証の書換え	自動車運転代行業認定証書換え手数料		１件	2,100円

別表第12及び別表第13　略

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお

従前の例による。

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和６年３月22日

長崎県知事　大石　賢吾

長崎県条例第25号

長崎県監査委員条例の一部を改正する条例

長崎県監査委員条例（昭和39年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（請求又は要求による監査の着手） 第５条　法第75条第１項、第98条第２項及び第242条第１項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第６項及び第７項、第235条の２第２項並びに<u>第243条の２の８第３項</u>の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。	（請求又は要求による監査の着手） 第５条　法第75条第１項、第98条第２項及び第242条第１項の規定による請求に基づく監査並びに第199条第６項及び第７項、第235条の２第２項並びに<u>第243条の２の２第３項</u>の規定による要求に基づく監査は、請求又は要求を受けた日から10日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四

印刷所　株式会社クイックプリント
長崎市樺島町八番十二号
印刷人　寺田宏弥